

# 社会・援護局関係主管課長会議資料

令和 4 年 3 月

福 祉 基 盤 課

# 目 次

## 重点事項

頁

- |   |  |   |
|---|--|---|
| 1 | 社会福祉法人制度等について                          | 1 |
| 2 | (1)災害福祉支援ネットワークの構築、災害派遣福祉チーム(DWAT)について | 4 |
|   | (2)社会福祉施設等の被災状況の把握について                 | 5 |
|   | (3)福祉サービス第三者評価事業について                   | 6 |
| 3 | 独立行政法人福祉医療機構における優遇融資について               | 6 |

## 連絡事項

頁

- |    |   |    |
|----|---|----|
| 第1 | 社会福祉法人制度等について                           |    |
| 1  | 社会福祉連携推進法人制度の創設について                     | 8  |
| 2  | 社会福祉法人制度の運営について                         | 12 |
| 3  | その他                                     | 19 |
| 第2 | 社会福祉施設等の防災・減災対策等について                    |    |
| 1  | 災害福祉支援ネットワークの構築及び災害派遣福祉チーム(DWAT)の設置について | 21 |
| 2  | 社会福祉施設等の被災状況の把握について                     | 23 |
| 3  | 社会福祉施設等の防災・減災対策について                     | 24 |
| 4  | 社会福祉施設等の耐震化の推進について                      | 25 |
| 5  | 社会福祉施設等の土砂災害対策・津波対策の徹底について              | 25 |
| 6  | 社会福祉施設等におけるアスベスト使用実態調査について              | 27 |
| 第3 | 社会福祉施設等の運営等について                         |    |
| 1  | 福祉サービス第三者評価事業について                       | 28 |
| 2  | 福祉サービスに関する苦情解決の取組について                   | 29 |

## 第4 感染症対策について

- |   |   |    |
|---|---|----|
| 1 | 新型コロナウイルスへの対応について                           | 30 |
| 2 | 今冬のインフルエンザ対策                                | 30 |
| 3 | 新型インフルエンザ等特別措置法における優先接種(予防接種)対象事業者の登録に向けた対応 | 31 |
| 4 | ノロウイルス対策及びウイルス肝炎対策等について                     | 32 |

## 第5 独立行政法人福祉医療機構について

- |   |                             |    |
|---|-----------------------------|----|
| 1 | 福祉貸付事業について                  | 34 |
| 2 | 福祉医療経営指導(経営サポート)事業について      | 37 |
| 3 | 社会福祉施設職員等退職手当共済事業について       | 39 |
| 4 | 福祉保健医療情報サービス(WAM NET)事業について | 40 |
| 5 | 社会福祉振興助成事業について              | 42 |

## 参考資料

- |   |   |    |
|---|---|----|
| 1 | 社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム 2022年度運用スケジュール(全体イメージ) | 44 |
| 2 | 現況報告書等の集約結果について                             | 45 |
| 3 | 第三者評価の都道府県別等の受審数等                           | 46 |
| 4 | 都道府県運営適正化委員会における苦情受付件数                      | 49 |

# 重 点 事 项

# 1 社会福祉法人制度等について

## (1) 現状・課題

- 社会福祉法人については、公益性・非営利性の高い法人であることから、税を含む各般の優遇措置が設けられており、少子高齢化や人口減少など、人口動態や地域の福祉ニーズ等が変化していく中で、平成28年の社会福祉法人制度改革を踏まえ、経営組織のガバナンスの確保や事業運営の透明性の向上等の取組を通じ、国民に対する説明責任を果たすとともに、一層地域社会に貢献していくことが求められている。
- 社会福祉法人は、こうした状況も踏まえ、福祉サービス事業者間の連携方策の新たな選択肢として、令和4年4月から施行される「社会福祉連携推進法人制度」の活用も検討しつつ、社会環境の変化に対応した事業展開を適切に進めていく必要がある。

## (2) 依頼・連絡事項

### 【1. 社会福祉連携推進法人関係】

- 速やかに「社会福祉連携推進法人制度」の担当部課室や担当係を決定し、**管内関係者からの設立相談に応じる体制や、4月1日以降に申請を確実に受け付けられる等の**庁内体制を整備いただく**とともに、**関係者への制度の周知にご協力をお願いしたい。**
- 制度施行当初の段階においては、国において全国の認定状況を集約し、広く周知していくことが重要であることから、**各認定所轄庁において、連携推進法人の認定を行った場合には、速やかに当課あて情報提供をお願いしたい**と考えており、詳細は追って通知等によりお示しする。

### 【2. 新型コロナウイルス感染症の動向を踏まえた社会福祉法人の運営関係】

- 令和4年2月10日福祉基盤課事務連絡を踏まえ、法人の令和3年度決算作業等においては、昨年の対応と同様に取扱うこととするので、法人が円滑な運営を行えるよう、適切な指導をお願いしたい。

### 【3. 社会福祉法人制度改革関係】

- 「社会福祉充実計画に基づく取組の適切な実施」、「地域における公益的な取組の一層の推進」、「法人指導監査の適正な実施」など、**平成28年社会福祉法人制度改革の趣旨を踏まえた対応を徹底し、社会福祉法人への指導、支援を引き続きお願いしたい。**特に、報道等がなされているような法人運営に課題を抱える法人については、特別監査の実施等必要な指導の徹底をお願いしたい。
- 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、孤独・孤立の状況下に置かれた方や生活困窮者等の地域の福祉ニーズに的確に対応していけるよう、**「地域における公益的な取組」の一層の促進等にご配慮いただきたい。**併せて、令和3年度補正予算における職員の処遇改善にかかる各般の措置等も踏まえ、**法人が職員の処遇改善についても積極的に取り組めるようご配慮いただきたい。**
- 「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」を通じた計算書類等の届出が99.5%となった現状を踏まえ、当該システムを未だ活用していない法人に対する指導をお願いするとともに、「地域における公益的な取組」を実施しているにも関わらず現況報告書に記載していない等の書類の不備が散見されることから、**現況報告書等の内容については十分な確認をお願いするとともに、確認にかかる作業時間を確保する観点からも、届出の遅延が常態化するような法人に対しては、届出の早期化について指導をお願いしたい。**

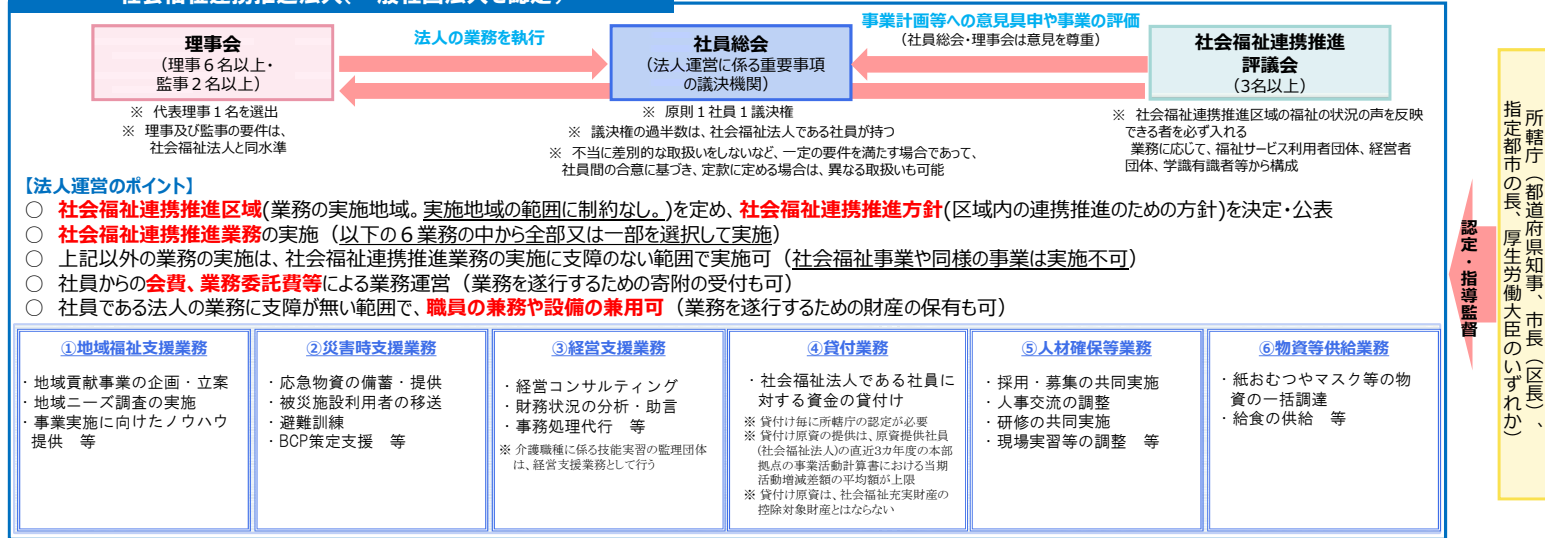
### 【4. その他】

- 令和4年度予算（案）においては、「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業」において、**「社会福祉連携推進法人の設立支援事業」**としてメニューを創設することとしているので、希望する法人が円滑に連携推進法人を設立できるよう、既存事業の活用も含め、**本事業の積極的な活用をお願いしたい。**

# 社会福祉連携推進法人について

- 社会福祉連携推進法人は、①社員の社会福祉に係る業務の連携を推進し、②地域における良質かつ適切な福祉サービスを提供するとともに、③社会福祉法人の経営基盤の強化に資することを目的として、福祉サービス事業者間の連携方策の新たな選択肢として創設。
  - 2以上の社会福祉法人等の法人が社員として参画し、その創意工夫による多様な取組を通じて、地域福祉の充実、災害対応力の強化、福祉サービス事業に係る経営の効率化、人材の確保・育成等を推進。
- ⇒ 社会福祉連携推進法人の設立により、**同じ目的意識を持つ法人が個々の自主性を保ちながら連携し、規模の大きさを活かした法人運営が可能**となる。

## 社会福祉連携推進法人(一般社団法人を認定)



### 【法人運営のポイント】

- **社会福祉連携推進区域**(業務の実施地域。実施地域の範囲に制約なし。)を定め、**社会福祉連携推進方針**(区域内の連携推進のための方針)を決定・公表
- **社会福祉連携推進業務**の実施(以下の6業務の中から全部又は一部を選択して実施)
- 上記以外の業務の実施は、社会福祉連携推進業務の実施に支障のない範囲で実施可(社会福祉事業や同様の事業は実施不可)
- 社員からの**会費、業務委託費等**による業務運営(業務を遂行するための寄附の受付も可)
- 社員である法人の業務に支障が無い範囲で、**職員の兼務や設備の兼用可**(業務を遂行するための財産の保有も可)

#### ①地域福祉支援業務

- ・地域貢献事業の企画・立案
- ・地域ニーズ調査の実施
- ・事業実施に向けたノウハウ提供等

#### ②災害時支援業務

- ・応急物資の備蓄・提供
- ・被災施設利用者の移送
- ・避難訓練
- ・BCP策定支援等

#### ③経営支援業務

- ・経営コンサルティング
  - ・財務状況の分析・助言
  - ・事務処理代行等
- ※ 介護職種に係る技能実習の監理団体は、経営支援業務として行う

#### ④貸付業務

- ・社会福祉法人である社員に対する資金の貸付け
- ※ 貸付け毎に所轄庁の認定が必要  
 ※ 貸付け原資の提供は、原資提供社員(社会福祉法人)の直近3か年度の本拠地内の事業活動計画書における当期活動増減差額の平均額が上限  
 ※ 貸付け原資は、社会福祉充実財産の控除対象財産とはならない

#### ⑤人材確保等業務

- ・採用・募集の共同実施
- ・人事交流の調整
- ・研修の共同実施
- ・現場実習等の調整等

#### ⑥物資等供給業務

- ・紙おむつやマスク等の物資の一括調達
- ・給食の供給等

会費等を支払い、社員として参画、社員総会において議決権を行使

社会福祉連携推進業務等を通じた便益を享受

### 【社員として参画できる法人の範囲】

※ 2以上の法人が参画し、参画する社員の過半数は社会福祉法人であることが必要

社会福祉法人

社会福祉事業を  
経営する法人

社会福祉を目的  
とする公益事業を  
経営する法人

社会福祉事業等に従事  
する者の養成機関を  
経営する法人

※ 各法人は、複数の社会福祉連携推進法人に参画することが可能

### 【社会福祉連携推進法人のイメージ(介護施設における人材確保に活用する場合)】

#### 社会福祉連携推進法人

大学等福祉・介護人材養成施設への募集活動や合同説明会の開催  
 合同の職員研修の実施、社員間の人事交流の調整

(社員)

特別養護老人ホームA

特別養護老人ホームB

特別養護老人ホームC

⇒ 学生等への訴求力の向上、福祉・介護人材の資質向上、採用・研修コストの縮減が期待

## 社会福祉連携推進法人の施行に向けた関係法令・関係通達

- 社会福祉連携推進法人の施行に向けては、以下の関係法令・関係通達について、一部を除き、令和3年11月12日に公布したところである。(①については令和3年9月27日、②・⑤については令和3年10月29日)
- なお、①を除き、いずれも施行日は令和4年4月1日。

関係法令・関係通達名称		内容
①	地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令	社会福祉連携推進法人に係る改正規定の施行期日等を規定するもの
②	社会福祉法施行令の一部を改正する政令	社会福祉法施行令の一部を改正し、会計監査人の設置基準等政令委任事項について規定するもの
③	社会福祉法施行規則及び社会福祉法人会計基準の一部を改正する省令	社会福祉法施行規則の一部を改正し、社員の範囲や社員の議決権に関する事項、理事の特殊関係者の範囲等省令委任事項について規定するとともに、社会福祉法会計基準の一部を改正し、社会福祉連携推進法人に対する貸付金に係る勘定科目の追加等を行うもの
④	社会福祉連携推進法人会計基準(省令)	社会福祉連携推進法人の会計基準及び計算書類の様式について規定するもの
⑤	介護職種について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等の一部を改正する件(告示)	技能実習制度における介護職種の監理団体の許可を受け得る主体に、社会福祉連携推進法人を追加するもの
⑥	社会福祉連携推進法人の認定等について(社会・援護局長通知)	社会福祉連携推進法人の業務、組織機関、認定申請等の手続に係る運用上の詳細を規定するとともに、定款例、各種様式を定めるもの
⑦	社会福祉連携推進法人会計基準の運用上の取扱いについて(社会・援護局長通知)	社会福祉連携推進法人会計基準の運用上の取扱い等を規定するとともに、附属明細書及び財産目録の様式を定めるもの
⑧	社会福祉連携推進法人会計基準の運用上の留意事項について(社会・援護局福祉基盤課長通知)	
⑨	「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」の一部改正について(社会・援護局長通知)	社会福祉連携推進法人に対する貸付金に係る附属明細書の勘定科目の追加等を行うもの
⑩	「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」の一部改正について(社会・援護局福祉基盤課長通知)	
⑪	法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人の要件を満たす社会福祉連携推進法人の定款の取扱い等について(社会・援護局福祉基盤課長通知)	社会福祉連携推進法人が法人税法上の非営利型法人に該当するための定款の規定の取扱い等を示すもの



# 新型コロナウイルス感染症を踏まえた社会福祉法人の運営関係

- 新型コロナウイルス感染症の状況下において、社会福祉法人の運営に係る諸手続が適切に履行されるよう、本年2月に、昨年と同様、以下のような柔軟な取扱いを示している。
- 引き続き、法人が円滑な運営を行えるよう適切な指導をお願いする。

## 1. 理事会・評議員会の開催時期の柔軟な取扱い

→ 理事会・評議員会について、新型コロナウイルス感染症の影響により開催が困難な場合には、可能になり次第、速やかに開催すれば足りることとした。

## 2. 理事会・評議員会のオンライン開催等の推奨

→ 理事会・評議員会は、音声が届く、適時的確な意見表明ができれば良く、「社会福祉法人指導監査ガイドライン」において示すテレビ会議のほか、一般的な電話機のマイク及びスピーカー機能、インターネットを利用する手段などが含まれるという解釈を示した。

このほか、理事・評議員全員からの事前の同意の意思表示がある場合は、法令等の定めるところにより、決議の省略という手段も可能であることを周知した。

## 3. 理事長及び業務執行理事による職務の執行状況の報告

→ 理事長及び業務執行理事による職務の執行状況の報告については、報告の省略はできず、実際に開催された理事会において報告を行う必要があるが、新型コロナウイルス感染症の影響により開催が困難な場合には、当該報告の時期の取扱いにつき、柔軟に対応できることとした。

## 4. 所轄庁への各種届出書類の提出期限等の柔軟な取扱い

→ 以下の書類の作成、所轄庁への提出期限（6月末日）等について、柔軟に取り扱うこととした。

- 計算書類、事業報告及びこれらの附属明細書
- 財産目録、役員等名簿、報酬等支給基準、現況報告書
- 社会福祉充実計画

# 社会福祉法人制度改革（平成28年改正社会福祉法）の実施状況

平成28年改正社会福祉法の措置内容		措置状況・評価
1. 経営組織のガバナンスの強化	○議決機関としての評議員会を必置 ※理事等の選任・解任や役員報酬の決定など重要事項を決議 (注)小規模法人について評議員定数に係る経過措置を設ける。	経過措置対象の4,374法人のうち、定数確保済みの法人数 96.6% ※福祉基盤課調べ(令和元年12月1日時点) ※令和2年3月までに選任完了見込み含む
	○役員・理事会・評議員会の権限・責任に係る規定の整備	—
	○親族等特殊関係者の理事等への選任の制限に係る規定の整備	—
	○一定規模以上の法人への会計監査人の導入	収益30億円/負債60億円超の397法人及び任意の130法人に設置 (令和3年4月1日時点現況報告書に基づき福祉基盤課調べ)
2. 事業運営の透明性の向上	○閲覧対象書類の拡大と閲覧請求者の国民一般への拡大	H29より財務諸表等電子開示システムを運用
	○財務諸表、現況報告書(役員報酬総額、役員等関係者との取引内容を含む。)、役員報酬基準の公表に係る規定の整備 等	財務諸表等電子開示システムによる公表法人 99.5% ※20,927法人/21,024法人(令和3年11月30日時点)
3. 財務規律の強化	○役員報酬基準の作成と公表、役員等関係者への特別の利益供与を禁止 等	—(把握している罰則適用事例はない)
	○純資産から事業継続に必要な財産の額を控除し、福祉サービスに再投下可能な財産額(「社会福祉充実残額」)を明確化	社会福祉充実財産総額 4,132億円(前年差 414億円減) ※福祉基盤課調べ(令和2年10月1日時点)
	○再投下可能な財産額がある社会福祉法人に対して、社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充に係る計画の作成を義務づけ	社会福祉充実財産発生法人は全体の9.5% ※2,001法人(令和2年10月1日時点福祉基盤課調べ)
4. 地域における公益的な取組を実施する責務	○社会福祉事業又は公益事業を行うに当たり、日常生活又は社会生活上支援を要する者に対する無料又は低額の料金で福祉サービスを提供することを責務として規定	地域における公益的な取組の実施に関する現況報告書への記載割合 60.0% ※出典:財務諸表等電子開示システム(令和3年4月1日時点)
5. 行政の関与の在り方	○都道府県の役割として、市による指導監督の支援を位置づけ	H29に指導監査ガイドラインを策定・公表
	○経営改善や法令遵守について、柔軟に指導監督する仕組み(勧告等)に関する規定を整備	勧告件数 13件 公表件数 1件 ※出典:福祉行政報告例(令和2年度実績)
	○都道府県による財務諸表等の収集・分析・活用、国による全国的なデータベースの整備	H29より財務諸表等電子開示システムを運用 H29より、所轄庁において財務諸表等電子開示システムのデータを集計・分析できるよう措置

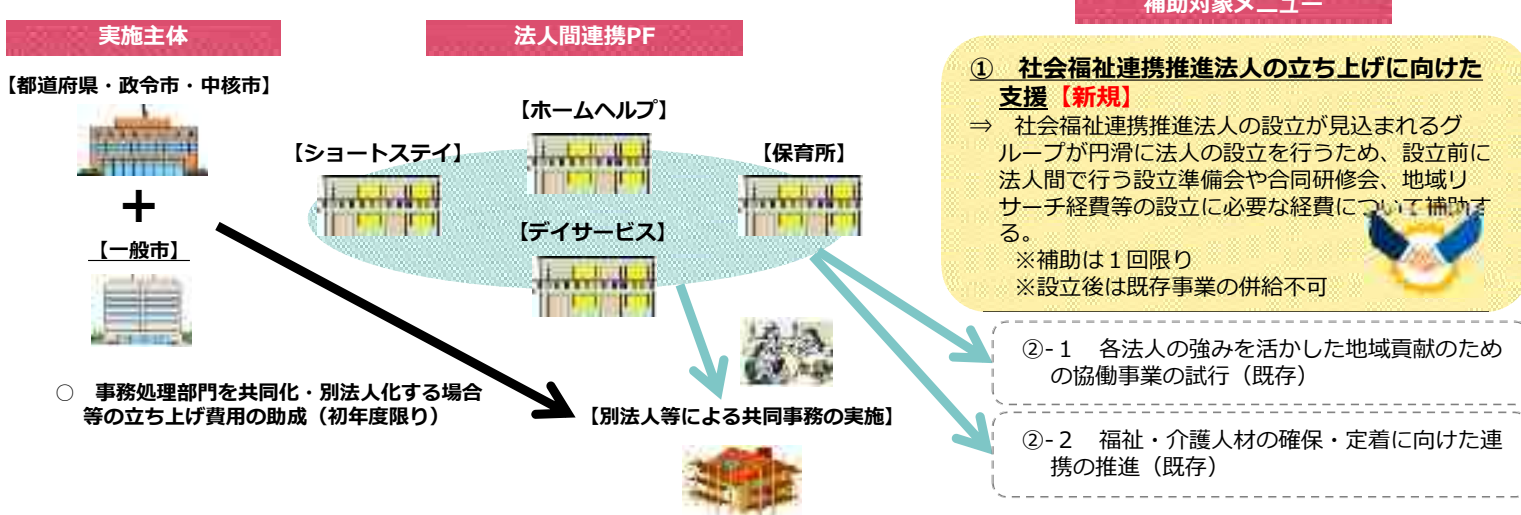
# 小規模法人のネットワーク化による協働推進事業

令和4年度予算額(案)：生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の内数

## 【要旨】

- 「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業」は、複数の社会福祉法人等が参画するネットワークを構築し、法人間の連携等により、地域貢献事業の試行、合同研修や人事交流等効率的な人材の確保・定着のための取組を推進する事業である。
- 令和4年4月から、新たに、同じ目的を持つ法人同士が新たに一般社団法人を立ち上げることにより、より密度のある連携・協働を行うことが可能となる「社会福祉連携推進法人制度」が施行。希望するグループが円滑に社会福祉連携推進法人の設立を行うため、本補助金において、設立準備会や合同研修会の開催、社会福祉連携推進業務の実施に向けたリサーチ等についての補助メニューを創設したところ。
- 社会福祉連携推進法人設立の検討に際し、まずは、既存事業において法人間連携プラットフォームを設置し、連携・協働の実践を積み重ねることも可能である。法人の希望に応じた連携を支援できるよう、既存事業も含めた本事業の活用を引き続き推進する。

## 【事業内容】



## 2 (1) 災害福祉支援ネットワークの構築、災害派遣福祉チーム(DWAT)について

### (1) 現状・課題

- 災害福祉支援ネットワークの構築は44都道府県、災害派遣福祉チーム(DWAT)の設置は39府県(活動実績があるのは13府県)となっており、構築・設置に向けた取組は進んでいるものの、全ての都道府県での構築・設置には至っていない。

### (2) 令和4年度の取組

- 全ての都道府県での災害福祉支援ネットワーク構築及びDWAT設置を要請するとともに、災害福祉支援ネットワーク構築推進等事業を活用し、災害時に迅速に活動できる体制の整備を目指す。
- 令和4年度予算案では、新たに災害福祉支援ネットワーク中央センターを設置し、従来から行っている全国研修の実施に加えて、都道府県間の広域的な連携体制の構築を進めていく。

### (3) 依頼・連絡事項

- 未構築・未設置都道府県において、早急に災害福祉支援ネットワークの構築及びDWATの設置がされるよう、検討を加速化させる**とともに、災害福祉支援ネットワーク構築推進等事業を活用し体制強化に向けた取組をお願いします。
- なお、令和3年度における「災害派遣福祉チームリーダー養成研修」については、新型コロナウイルス感染症の感染状況に鑑み集合研修の形ではなく、3月中旬に全国社会福祉協議会のHPで研修内容の動画配信を行うこととしているので、積極的な受講をお願いします。



## 都道府県における災害福祉支援ネットワークの構築状況とDWA T設置状況

- 災害福祉支援ネットワークを構築しているのは44都道府県
- 災害派遣福祉チーム(DWAT)を設置しているのは39府県(うち活動実績があるのは13府県)

※「災害福祉支援ネットワークを構築している」とは、災害時における活動内容等の調整・協議を行うため、行政・福祉関係者・防災関係者等で構成されるネットワーク会議が設置され、災害時においてDWATが派遣できる又は福祉施設間において相互に人員を派遣できる協力体制が構築されていることをいう。

都道府県名	構築状況	DWAT設置	都道府県名	構築状況	DWAT設置	都道府県名	構築状況	DWAT設置
北海道	○	令和3年度設置予定	石川県	○	○	岡山県	○	◎
青森県	○	◎	福井県	○	○	広島県	検討中	
岩手県	○	◎	山梨県	検討中		山口県	○	令和3年度設置予定
宮城県	○	◎	長野県	○	◎	徳島県	○	○
秋田県	○	○	岐阜県	○	○	香川県	○	○
山形県	○	○	静岡県	○	◎	愛媛県	○	◎
福島県	○	◎	愛知県	○	○	高知県	○	○
茨城県	○	○	三重県	○	○	福岡県	○	○
栃木県	○	◎	滋賀県	○	○	佐賀県	○	○
群馬県	○	◎	京都府	○	◎	長崎県	○	○
埼玉県	○	◎	大阪府	○	○	熊本県	○	◎
千葉県	○	○	兵庫県	○	令和3年度設置予定	大分県	○	○
東京都	○		奈良県	○	○	宮崎県	○	○
神奈川県	○	○	和歌山県	検討中		鹿児島県	○	令和3年度設置予定
新潟県	○	○	鳥取県	○	○	沖縄県	○	○
富山県	○	○	島根県	○	○			

※◎はDWAT活動経験あり。

## 2 (2) 社会福祉施設等の被災状況の把握について

### (1) 現状・課題

- 近年、大規模災害が発生する中で、社会福祉施設等の被災状況を迅速に把握し、適切な支援につなげることが重要となっている。このため、今年度から災害時情報共有システムの運用を開始しており、当該システムの操作に習熟してもらうため、各自治体や社会福祉施設等を対象にした訓練を実施している。
- 一方で、未だに当該システムを利用するために必要な施設・事業所の基本情報等の登録が完了していない自治体がある。

### (2) 令和4年度の取組

- 災害発生時においては、災害の規模等に応じて災害時情報共有システムを活用し、迅速に社会福祉施設等の被害状況の把握、適切な支援につなげていく。
- 当該システムによる報告が迅速に行われるよう、引き続き、各自治体や社会福祉施設等を対象にした訓練を行う予定。

### (3) 依頼・連絡事項

- 災害時情報共有システムを利用するために必要な施設・事業所の基本情報等(自家発電機の有無や洪水浸水想定区域の該当の有無など)の登録が完了していない都道府県等におかれては、担当課室へ働きかけるなど速やかに登録が完了するようご協力をお願いしたい。
- 引き続き、当該システムの訓練にご協力いただくとともに、各自治体が自主的に訓練を行いたい場合も、災害情報の設定など国の方で必要な対応を行うので、適宜ご相談いただきたい。

## 2 (3) 福祉サービス第三者評価事業について

### (1) 現状・課題

- 「福祉サービス第三者評価事業」は、サービスの質を公正・中立な第三者評価機関が専門的かつ客観的な立場から評価し、事業者が施設運営における問題点を把握した上、サービスの質の向上に結びつけるとともに、受審結果を公表することにより、利用者のサービス選択に資することを目的としている。
- 社会福祉法第78条第1項では、「社会福祉事業の経営者は、自らその提供するサービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない」とされている。
- しかしながら、第三者評価の受審状況には、各都道府県や各施設・サービス、各設置主体でバラツキが見られる。

### (2) 令和4年度の取組

- 引き続き、都道府県推進組織が行う評価調査者養成研修の指導者等を対象とした研修を実施するなど、福祉サービス第三者評価事業の普及や質の向上に取り組んでいく。

### (3) 依頼・連絡事項

- 福祉サービスの第三者評価を定期的に受審している事業者は施設が得意とする分野と不得意とする分野が明確に把握でき、サービスの質の向上に結びついていると評価する声もあることから、**各都道府県においては積極的な受審を促していただきたい。**

## 3 独立行政法人福祉医療機構における優遇融資について

### (1) 現状・課題

- 独立行政法人福祉医療機構は、福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、民間金融機関との協調した融資を徹底しつつ、政策優先度に即して政策融資を実施している。

### (2) 令和4年度の取組

- 令和4年度予算(案)においては、「経済政策運営と改革の基本方針2021」等に掲げられている保育や介護の受け皿の整備を推進するために必要な資金需要等に対応しうる貸付原資を確保するとともに、政策融資の果たすべき役割を踏まえた優遇融資等を実施する予定。

《貸付条件の見直し内容》

#### ① 新規事項

- 感染症対策を伴う整備事業に係る融資条件の優遇措置(令和12年3月31日まで)  
▽感染症対策を伴う福祉施設における施設整備については、融資率を95%、貸付利率を基準金利同率とする。
- デジタル関連の整備(介護ロボット・ICTの導入)に係る融資条件の優遇措置の拡充(令和5年3月31日まで)  
▽福祉施設等における介護ロボット・ICTの導入に係る優遇措置の更なる拡充として、貸付利率を基準金利+0.3%又は0.5%(国庫補助等対象事業については据置期間中無利子)とする。
- 保育関連施設等の整備に係る融資条件の優遇措置の拡充(令和7年3月31日まで)  
▽保育関連施設等における施設整備に係る優遇措置の更なる拡充として、償還期間を30年以内(据置期間3年以内)、融資率を95%とする。
- 連帯保証人制度の見直し  
▽福祉医療機構が認めた者は連帯保証人を要しないこととする。

#### ② 継続事項

- 新型コロナウイルス対応支援資金に係る融資条件の優遇措置  
▽無利子・無担保等の優遇措置について令和4年6月末まで延長(令和4年7月以降も、一部融資条件を見直しの上、優遇措置を継続)
- 日常生活支援住居施設に係る融資制度の恒久化  
▽日常生活支援住居施設に係る融資制度について恒久的な制度とする。

### (3) 依頼・連絡事項

- 上記について、施設等所管部局及び管内の社会福祉法人等に対して遺漏なきよう周知をお願いします。

# 連 絡 事 項

# 第 1 社会福祉法人制度等について

## 1 社会福祉連携推進法人制度の創設について

### (1) 社会福祉連携推進法人制度創設の趣旨について

社会福祉連携推進法人(以下「連携推進法人」という。)制度については、令和 2 年 6 月に公布された「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」に基づき創設され、令和 4 年 4 月から施行することとしている。

連携推進法人は、社員の社会福祉に係る業務の連携を推進し、地域における良質かつ適切な福祉サービスを提供するとともに、社会福祉法人(以下「法人」という。)の経営基盤の強化に資することを目的として、福祉サービス事業者間の連携方策の新たな選択肢として創設したものであり、その設立により、同じ目的意識を持つ法人が個々の自主性を保ちながら連携し、規模の大きさを活かした法人運営が可能となる。

この連携推進法人は、2 以上の法人が社員として参画し、以下の 6 つの「社会福祉連携推進業務」のうちから、1 つ以上の業務を行うことで設立が可能である。

地域福祉支援業務

災害時支援業務

経営支援業務

貸付業務

人材確保等業務

物資等供給業務

今後、少子高齢化や人口減少等により、地域ニーズの変化が見込まれ、法人はこうした変化に的確に対応し、自ら提供する福祉サービスの質を確保しつつ、その経営を持続可能なものとしていくことが求められている。こうした中で、連携推進法人の枠組みを活用することにより、スケールメリットの導入による経営コストの縮減、法人間のサービス手法・人材育成等のノウハウ共有、地域に不足するサービス資源の創出など、地域ニーズの変化に対応

していくための様々な効果が期待できることから、本制度の趣旨等について十分ご理解をいただいた上、地域において有効に活用されるよう、関係者に対する制度周知にご協力をいただきたい。

## (2) 社会福祉連携推進法人制度の施行に向けた関係法令・関係通達について

連携推進法人制度の施行に向けては、昨年、以下の関係法令・関係通達を公布した。また、12月21日には、これらの関係法令等に関する説明会をオンラインで実施したところである。

4月1日以降の連携推進法人制度に係る事務処理を的確に行うため、その内容について十分理解を深め、施行準備を進めていただきたい。

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

社会福祉法施行令の一部を改正する政令

社会福祉法施行規則及び社会福祉法人会計基準の一部を改正する省令

社会福祉連携推進法人会計基準（省令）

介護職種について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等の一部を改正する件（告示）

社会福祉連携推進法人の認定等について（社会・援護局長通知）

社会福祉連携推進法人会計基準の運用上の取扱いについて（社会・援護局長通知）

社会福祉連携推進法人会計基準の運用上の留意事項について（社会・援護局福祉基盤課長通知）

「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」の一部改正について（社会・援護局長通知）

「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について」の一部改正について（社会・援護局福祉基盤課長通知）

法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人の要件を満たす社会福祉連携推進法人の定款の取扱い等について（社会・援護局福祉基盤課長通知）



### ( 3 ) 社会福祉連携推進法人の認定所轄庁の役割について

連携推進法人は、一般社団法人を認定することにより設立されるものであるが、その認定等に係る事務処理については、都道府県等が認定所轄庁としてこれを担うこととなる。

認定所轄庁においては、

社会福祉連携推進認定及び認定の公示

定款変更の認可、社会福祉連携推進方針の変更認定、代表理事の選定・解職認可

認定の取消、認定取消の公示、認定取消に係る変更登記の囑託

社会福祉連携推進法人に対する指導監査の実施、一時役員・代表理事の選任

などの役割を担うこととなるので、( 2 )の関係法令等を踏まえ、的確な事務処理を行うことができるよう、庁内における適切な体制の整備をお願いしたい。

### ( 4 ) 社会福祉連携推進法人の認定所轄庁への依頼事項について

連携推進法人の認定所轄庁については、法人と同様、都道府県を原則としているが、連携推進法人の業務の実施範囲（社員の主たる事務所の所在地）に応じて決定される仕組みとなっており、全ての都道府県、市が認定所轄庁となり得る。

したがって、4月1日の制度施行以降、全ての都道府県、市において連携推進法人の設立に係る認定申請を受け付けられる体制が必須となるため、

担当部課室や担当係の決定、

管内関係者からの設立相談に応じるとともに、申請を確実に受け付けられる体制の構築、

必要に応じた、事務分掌規則や事務専決規程の整備

など、施行に向けた庁内体制の整備を速やかに行うよう、重ねてお願いするとともに、体制の整備状況については、年度内にフォローアップを行う予定としているので、ご了承ください。

また、連携推進法人に関する普及啓発が図られるよう、関係者への制度周知についても併せてご協力をお願いする。

連携推進法人に関する情報は、厚生労働省ホームページにおいて、随時公表しているので、適宜ご参照頂きたい。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_20378.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_20378.html)

なお、制度施行当初の段階においては、国において全国の認定状況を集約し、広く周知していくことが重要であることから、各認定所轄庁において、連携推進法人の認定を行った場合には、速やかに当課あて情報提供をお願いしたいと考えており、詳細は追って通知等によりお示しするのでご了承頂きたい。

#### (5) 令和4年度予算(案)「社会福祉連携推進法人の立ち上げに向けた支援」について

連携推進法人制度の円滑な施行に向け、令和4年度予算(案)において、「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業」(令和4年度予算額(案): 351,151千円)のメニューとして、「社会福祉連携推進法人の立ち上げに向けた支援」を創設したところ。本事業においては、連携推進法人の設立に当たって事前に行う設立準備会や合同研修会の開催経費等の、設立に要する経費について補助することとしており、希望する法人が円滑に連携推進法人を設立できるよう、本事業の積極的な活用をお願いしたい。

なお、連携推進法人の設立の検討に際し、まずは、既存事業である「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業」において、法人間連携プラットフォームを設置して連携・協働の場を作り、実践を積み重ねることも可能であることから、既存事業の活用も含め、法人の希望に応じた支援をお願いしたい。

## 2 社会福祉法人制度の運営について

### (1) 新型コロナウイルス感染症の動向を踏まえた社会福祉法人の運営について

昨年、新型コロナウイルス感染症のまん延により、理事会・評議員会の対面開催が困難になるなど、法人の運営にも大きな影響を及ぼしたことから、法人の理事会・評議員会の開催や、計算書類等の届出等について、代替手段を講じることや、やむを得ず支障が生じている場合には、可能になり次第履行をされたい旨お示ししていたところ。

令和3年度決算期については、「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う社会福祉法人の運営に関する取扱いについて(その6)」(令和4年2月10日付け福祉基盤課事務連絡)において、昨年の対応と同様に取扱われたい旨をお示ししているので、法人が円滑な運営を行えるよう適切な指導をお願いする。

### (2) 社会福祉法人制度改革について

法人は、社会福祉事業の中心的な担い手であるのみならず、営利企業など他の事業主体では対応が困難な福祉ニーズに対応する公益性の高い非営利法人であるため、平成28年3月に成立した「社会福祉法等の一部を改正する法律」(平成28年第21号。以下「平成28年改正法」という。)において、法人の公益性・非営利性を徹底するとともに、国民に対する説明責任を果たし、地域社会に貢献する法人の在り方を確立する観点から改正を行ったところである。

こうした改革は、各法人が改革の趣旨を十分に理解し、その取組を着実に実施することで順調に成果を上げていると認識しているが、今般、法人制度を逸脱した行為が報道され問題となっている。

報道によれば、法人制度ではそもそも存在しない「経営権」を売買したうえ、多額の法人資産を不適切に流出させ、経営破綻したとされている。

当該法人は、民事再生の手続きを進めており、幸いにも利用者へのサービス提供には大きな問題は生じていないが、報道にある内容が事実であるな

らば、極めて不適切な事例であり、法人制度への信頼を失墜させる行為である。

現在、当該法人には所轄庁による指導が継続的に行われているところであるが、こうした事案の再発を防止するため、今一度、管内法人に対し、法人制度改革の趣旨の徹底をお願いするとともに、毎年度提出される計算書類を確認する際や法人内外からの不適切事例に関する情報を得た際には、法人との対話を通じ、経営状況の把握や事実確認の徹底をお願いする。

### (3)「地域における公益的な取組」の積極的な実施について

「地域における公益的な取組」については、法第24条第2項の規定により、全ての法人は、「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない」といった責務が課せられている。その具体的な運用については、「社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進について」（平成30年1月23日付け社援基発0123第1号、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）によりお示しをしている。

また、「経済財政運営と改革の基本方針2021」（令和3年6月18日閣議決定）において、「社会福祉法人の「社会福祉充実財産」を地域公益事業に積極的に振り向ける方策を講ずる。」と記載されたところであるが、これは、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、孤独・孤立対策などを含めた生活困窮者への支援において、社会福祉法人への期待が一層高まっていることを受け、社会福祉充実財産の有無に関わらず、地域公益事業を含む「地域における公益的な取組」を積極的に実施いただきたいという趣旨である。

「地域における公益的な取組」については、現況報告書への記載が全法人の6割程度（福祉基盤課調べ）であり、実践しているにも関わらず、現況報告書への記載がなされていないケースも散見されることから、「地域における公益的な取組」を実施している法人については、現況報告書へ漏れなく記載するよう指導をお願いするとともに、地域協議会等の開催や、好事例を周知することなどを通じて、法人が円滑に地域ニーズを把握できるような場の

提供や、取組を促す環境整備をお願いする。

なお、生活困窮者等に対する「地域における公益的な取組」について、新たに好事例集を作成し、追ってお示しすることとしているので、ご活用をお願いしたい。

#### (4) 職員の処遇改善について

人への分配はコストではなく、未来への投資であるとの考えに立ち、官と民が共に役割を果たすことで、成長の果実をしっかりと分配し、消費を喚起することで、次の成長につなげていくことが、成長と分配の好循環による新しい資本主義を実現するための要であるとされている。

こうした考えの下、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)においては、国が率先して、看護、介護、保育、幼児教育など現場で働く方々の収入の引上げを行うこととしている。今後ともこうした方々の仕事に見合った適切な処遇が行われるよう、収入の引上げが持続的に行われる環境を整備していくこととしているが、法人におかれてもこれらの趣旨を踏まえ、職員の処遇改善に一層ご尽力をお願いする。

#### (5) 社会福祉充実残額の算定及び社会福祉充実計画について

社会福祉充実残額については、社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)第55条の2の規定に基づき、法人において、毎会計年度、算定しなければならないこととされている。当該残額が生じる場合には、法人は、その規模や用途等を明らかにするための「社会福祉充実計画」を策定し、毎会計年度6月30日までに計算書類等に併せて、所轄庁あて当該計画の承認を申請しなければならないこととされており、その具体的な事務処理については、「社会福祉充実計画の承認等に関する事務処理基準」(平成29年1月24日付け雇児発0124第1号、社援発0124第1号、老発0124第1号、厚生労働省社会・援護局長等関係局長連名通知)によりお示ししている。

令和4年度に新たに社会福祉充実計画を策定する法人については、令和4年6月30日までに、所轄庁あて、当該計画の承認申請を行う必要がある。特に、管内において、平成29年度から5年間の社会福祉充実計画を策定し



ていた法人が、計画を終了し、令和4年度から新たに策定するといったケースが多く想定される場合には、令和3年度決算の見込みを踏まえつつ、可能な限り速やかに社会福祉充実残額の試算を行い、時間的余裕をもって計画の内容の検討を行っていただくなど、所轄庁自ら作業の進捗管理に努めつつ、円滑な承認申請を行えるよう指導されたい。

社会福祉充実残額の算定に当たっては、令和4年度版「社会福祉充実残額算定シート」を活用いただくこととなるが、「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準」に基づく別に定める単価等について」(平成29年1月24日付け社援基発0124第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知)に定める各指標についても、当該シートに反映することとしているため、ご了解いただきたい。

また、「地域公益事業を含む地域における公益的な取組及び職員の処遇改善の取組の積極的な実施について」(令和4年1月5日付け社援発0105第1号厚生労働省社会・援護局長通知)において、社会福祉充実計画の策定に当たっては、地域公益事業を積極的に実施いただくとともに、職員の処遇改善も可能な限り優先的に検討いただきたいとしていることも踏まえつつ、引き続き、社会福祉充実計画を策定する法人等の手続に遺漏のないよう、必要な事務処理及び助言をお願いする。

なお、令和3年度における計画策定状況等について現在集計中であり、追ってお知らせするのでご了解いただきたい。

#### (6) 法人に対する指導監査の適正な実施について

法人の指導監査については、平成29年度より、「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」(平成29年4月27日付け雇児発0427第7号、社援発0427第1号、老発0427第1号関係局長連名通知。以下「監査実施要綱通知」という。)により実施していただいているが、今後とも、平成28年改正法における経営組織のガバナンス強化等による法人の自主性・自立性を前提とした上で、監査の基準を明確化(ローカルルールの是正)し、指導監査の効率化・重点化を図ったという趣旨を踏まえ、適切に法人の指導監査を実施していただきたい。

なお、「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和3年12月21日閣議決定)を踏まえ、一般監査については、公衆衛生上、感染症のまん延を防止する必要性が極めて高く、実地においてこれを行うことが困難であるものとして、厚生労働省社会・援護局長が定めた場合には、実地によらない方法での実施を可能とする方向で見直すこととしており、追って監査実施要綱通知を改正することとしているので、ご承知おきいただきたい。

### (7)「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」について

「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」(以下「電子開示システム」という。)は、法人の運営の透明性の確保や国民に対する説明責任を果たすことが求められていることから、平成28年改正法に基づき、独立行政法人福祉医療機構(以下「福祉医療機構」という。)の業務として、運用を行っている。昨年11月30日現在で、21,024法人のうち、20,927法人(99.5%)が本システムによる現況報告書等の届出を行っており、昨年度(99.4%)よりも活用が進んでいる。本システムによる届出の推進に対してご理解、ご協力いただき感謝申し上げますとともに、未活用の法人に対する支援等を引き続きお願いする。

本システムにおいて届出された現況報告書については、例えば、評議員の定員や現員について、実際には7名以上が確保されているにも関わらず、少なく入力されているなど、誤りが散見される所。誤りの多かった箇所については、追って福祉医療機構を通じ、法人にフィードバックすることを検討しているが、本システムは、国民に対する法人に関する情報に係るデータベースであることを踏まえ、現況報告書等の内容については十分な確認をお願いするとともに、確認にかかる作業時間を確保する観点からも、届出の遅延が常態化することのないよう、法人に対する届出の早期化について指導をお願いしたい。

今後、令和3年度の届出に基づく全国の法人の運営状況等を集約した結果(参考資料1)を電子開示システムにおいて掲載するとともに、所轄庁マイページにおいて、管内法人の計算書類等の内容のCSVデータを掲載

する予定である。法第 59 条の 2 第 2 項において、都道府県は、管内の社会福祉法人の活動の状況等の調査及び分析を行い、必要な統計等を作成し、その公表に努めることとされていることから、積極的な活用をお願いしたい。

なお、来年度の電子開示システムにかかるスケジュール（参考資料 2）については、福祉医療機構から各所轄庁、各法人に対して別途連絡しているとおり、4 月 1 日から入力シートのダウンロード等の運用を開始する予定である。現況報告書等の提出期限である 6 月末頃には、問い合わせの増加が想定されることから、各法人があらかじめ入力に係る事前の準備を行い、時間的余裕をもって入力作業を行うことができるよう、「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム関係連絡板」の「はじめてガイド」等も活用しつつ、管内法人に対して周知を図るとともに、所轄庁自ら作業の進捗管理に努めていただきたい。

#### （ 8 ） 会計監査人の設置について

会計監査人の設置が義務付けられる法人（以下「特定社会福祉法人」という。）は、前年度の決算における法人単位事業活動計算書（第 2 号第 1 様式）中の「サービス活動増減の部」の「サービス活動収益計」が 30 億円を超える法人又は法人単位貸借対照表（第 3 号第 1 様式）中の「負債の部」の「負債の部合計」が 60 億円を超える法人である。

なお、令和 3 年度の現況報告書によれば、特定社会福祉法人 397 法人、会計監査人の設置義務のない任意設置の 130 法人の合計 527 法人が会計監査人を設置している。今後も、特定社会福祉法人における会計監査人が適切に選任され、適切な会計監査が行われるよう、法人に対し、必要な指導をお願いする。

#### （ 9 ） 会計専門家による支援について

会計専門家による支援等については、「会計監査及び専門家による支援等について」（平成 29 年 4 月 27 日付け社援基発 0427 第 1 号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）においてお示ししており、法人の事業規模

や財務会計に係る事務体制等に即して、以下の2つの区分により実施していただくこととしている。

将来的に特定社会福祉法人となることが見込まれる大規模法人等を対象とした「財務会計に関する内部統制の向上に対する支援」

- ・ 法人運営全般に関する体制、日常業務に関する体制、決算業務に関する体制等の法人の財務会計に係る内部統制に関する項目等に関連して発見された課題及びその課題に対する改善の提案に関する報告を受ける支援

適切な財務会計の運用支援が必要とされる比較的小規模な法人等を対象とした「財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援」

- ・ 経理体制、会計帳簿、計算書類、会計処理等の法人の財務会計に関する事務処理体制に関する項目の確認及びその項目についての所見に関する報告を受ける支援

これらの支援は、適正な財務報告、法人の経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上等に非常に有効なものであるため、管内法人の実施状況の把握に務めるとともに、未実施の法人に対しては積極的な活用を促されたい。

併せて、これらの支援を実施した場合には、監査実施要綱通知の別添「社会福祉法人監査実施要綱」により、一般監査の実施の周期の延長等を行うことができることとされているので、改めて御了知の上、管内法人に対して周知願いたい。

### 3 その他

#### (2)「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業」(令和4年度予算案)について

本事業は、地域共生社会の実現に向け、小規模な法人等による地域貢献事業の推進を図るため、複数法人が参画するネットワークを構築し、ネットワーク参画法人による協働事業の施行、これらの事業の実施に必要な合同研修や人事交流等の取組の推進を目的としている。

なお、連携推進法人制度創設に伴い、連携・協働の実践を積んだ既存プラットフォームが連携推進法人を設立することも可能である。その場合、設立後は会費等により運営されることとなることから、本事業においては補助対象外とする方向で検討している。

今般の連携推進法人制度の施行も踏まえ、複数法人のネットワーク強化、単独法人では実施が困難な協働事業の推進等の観点から、本事業の一層積極的な活用をお願いしたい。

#### (2) 法人への寄附に関する税制(税額控除制度)の周知について

平成23年6月の租税特別措置法(昭和32年法律第26号)の改正により、個人が一定の要件を満たした法人等へ寄附金を支出した場合、寄附者が所得控除制度か税額控除制度のいずれかを選択して受けることができるようになってきている。

この制度利用のためには、法人等が一定の要件(例:寄附金の額の年平均の金額30万円以上、寄附金等収入が経常収入金額の1/5以上等)を満たしていることが必要であり、法人等が所轄庁に申請をし、その要件を満たしていることの証明を受ける必要がある。(要件や手続等の詳細は厚生労働省HP([https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/seikatsuhogo/shakai-fukushi-houjin-seido/09.html](https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/shakai-fukushi-houjin-seido/09.html)))を参照。)

法人においては、税額控除制度の利用がまだ少ないことから、管内の市及び所管法人に対して周知いただくとともに、併せて、ホームページ等を活用し、住民等への広報についてもお願いする。



### (3) 法人におけるマネーロンダリング・テロ資金供与の防止について

日本は、マネーロンダリング・テロ資金対策のための国際基準を策定する多国間枠組みである金融活動作業部会(FATF(ファトフ): Financial Action Task Force)に加盟している。FATFでは、マネーロンダリング・テロ資金対策の国際基準として2012年に第4次勧告を採択し、その履行状況について加盟国間で相互審査を行っている。

当該勧告では、法人を含む「非営利団体」(NPO)について、合法的な団体を装うテロリスト団体によって悪用されないよう対策を行うこととされており、令和2年の審査団による訪日審査の報告書(令和3年8月30日公表)については、「FATF第4次対日審査報告書の公表等について」(令和3年9月6日事務連絡)において、内容の周知をお願いしたところ。

法人のガバナンスが適切に機能し、社会福祉法に基づく行政庁の監督が適切に行われることで、マネーロンダリング・テロ資金供与の防止にも資するものと考えられることから、こうした動きも念頭に置きつつ、引き続き、法人に対し適切に指導監督を行っていただきたい。

また、海外事業は、マネーロンダリング・テロ資金供与といった観点から危険度の高い取引が行われる可能性が高まることを踏まえ、海外事業を行う法人の指導監査においては、その内容や実態を把握していただきたい。

## 第2 社会福祉施設等の防災・減災対策等について

### 1 災害福祉支援ネットワークの構築及び災害派遣福祉チーム（DWA T）の設置について

災害福祉支援ネットワークは、災害時において、高齢者や障害者、子どもといった災害時要配慮者の福祉ニーズに的確に対応し、避難所生活における生活機能の低下等の防止を図るため、一般避難所で福祉支援を行う災害派遣福祉チームを組成・活動させるなどの取組を進めるためのネットワークである。令和3年11月現在、44都道府県においてネットワークの構築、39府県において災害派遣福祉チームが設置されており、構築・設置に向けた取組は進んでいるものの、全ての都道府県での構築・設置には至っていない。

近年、大規模災害が発生する中で、少子高齢化や核家族化などにより、地域のつながりの希薄化が進んでいることから、避難所生活において、医療や保健的側面からの支援に加え、福祉的側面からの支援が求められている状況にある。また、今後発生が予想される南海トラフ地震や首都直下地震等の大規模災害では、単独の都道府県での対応では困難な場合も想定されることから、都道府県間の広域的な相互支援体制を構築していくことも喫緊の課題となっている。

近年の活動状況を見ると、令和元年の台風第19号の際には、被災5県（宮城県、福島県、栃木県、埼玉県、長野県）において、それぞれ管内の災害派遣福祉チームが、特に長野県では、長野県の要請を受けた群馬県の災害派遣福祉チームが派遣され、被災者に対する相談支援や避難所内の環境整備などの支援活動を行い、大きな成果を上げた。また、令和3年の7月豪雨災害の際には、大規模な土砂災害が発生した静岡県において、静岡県災害派遣福祉チーム（静岡DWA T）が、約2か月にわたり県内の避難所3か所で、保健医療チームとの十分な連携の下、避難者に対する適切なアセスメントや避難者からの相談などの支援活動を行い、避難所での災害時要配慮者の生活を支える福祉ニーズへの的確な対応が行われた。

厚生労働省では、全ての都道府県での災害福祉支援ネットワークの構築及び災害派遣福祉チームの設置を目指し、各都道府県が取り組むべき内容について標準化を図りつつ周知を図る観点から、「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」（平成30年5月31日付社援発0531第1号厚生労働省社会・援護局長通知）を策定するとともに、「災害福祉支援ネットワーク構築推進等事業」（生活困窮者就労準備

支援事業費等補助金のメニュー事業)を通じて、各都道府県におけるネットワーク構築や災害派遣福祉チームの構成員に対する訓練等に係る経費について補助を行っており、令和4年度も引き続き実施する予定である。さらに、令和4年度予算案では、全国の災害福祉支援ネットワークの支援体制を充実させるため、災害福祉支援ネットワーク中央センターを設置し、従来から行っている全国研修の実施に加えて、都道府県間の広域的な連携体制の構築を進めることとしている。(本事業は民間団体へ委託して実施)

災害福祉支援ネットワークの構築に向け、全ての都道府県において何らかの検討は行われている状況と伺っているが、未構築等の都道府県におかれては、ガイドラインに基づき、早急に災害派遣福祉チームの組成・派遣が可能となるよう、関係団体間の調整、チームの組成・派遣に係る詳細な仕組みの構築等、具体的に取り組んでいただき、早急に構築・設置を完了していただくようお願いする。

(参考1)

災害福祉支援ネットワーク構築推進等事業(案)

生活困窮者就労準備支援事業費等補助金のメニュー事業として実施

実施主体：都道府県又は都道府県が適当と認める団体

補助率：定額補助

次の(1)及び(4)の事業それぞれ上限150万円。

(1)の実施に併せて、(2)のいずれかの事業を実施する場合は上限175万円を上乗せ、(3)の事業を実施する場合は上限320万円を上乗せ。

事業内容：

(1)基本事業

ネットワーク本部の立ち上げ・運営  
災害福祉支援体制の検討・構築  
ネットワークの普及・啓発  
災害派遣福祉チームの組成、研修、訓練等  
他都道府県と情報交換や連携づくり

(2)連携体制充実事業

保健医療分野も含めた一体的な支援体制の検討・構築  
受援体制の検討・構築  
ネットワーク事務局被災時の広域的な連携体制の検討・構築  
市町村のネットワーク事務局への参画と連携体制の検討・構築  
災害時に必要な器材の確保や備蓄場所の確保に係る検討・構築  
被災社会福祉施設等が事業継続を行えるような体制整備の検討・構築

(3)災害対応力向上事業

災害福祉支援コーディネーターを配置し、以下のような取組を実施

<平時の取組>

・災害派遣福祉チームの派遣リストの整備や保健医療関係者との合同訓練・合同研修の企画・実施等

<災害時の取組>

・災害派遣福祉チームの派遣調整や保健医療等の他職種との連携等

(4)体制強化事業(1回限り)

災害福祉支援ネットワークが構築されている都道府県が対象  
ネットワーク本部の検討・構築  
管内社会福祉施設等の被災状況を把握するためのシステムの構築

## 2 社会福祉施設等の被災状況の把握について

災害発生時における社会福祉施設等の被災状況については、「災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握等について」(令和3年4月15日付子発0415第4号、社援発0415第5号、障発0415第1号、老発0415第5号)に基づき、従前から行っている被災状況整理表を用いた報告方法に加え、災害発生時における社会福祉施設等の被害状況等を把握するシステム(以下「災害時情報共有システム」という。)を活用した報告を今年度から開始している。

近年、大規模災害が発生する中で、社会福祉施設等の被災状況を迅速に把握し、適切な支援につなげることが重要であるが、未だに災害時情報共有システムを利用す

るために必要な施設・事業所の基本情報等の登録が完了していない自治体があるため、未完了の自治体におかれては早急にご対応いただきたい。

また、災害時情報共有システムの操作に習熟してもらうため、各自治体や社会福祉施設等を対象にした訓練を今年度を実施したところであるが、来年度も実施していくので引き続きご協力をお願いしたい。各自治体が自主的に訓練を行いたい場合も、災害情報の設定など国の方で必要な対応を行うので、適宜ご相談いただきたい。

### 3 社会福祉施設等の防災・減災対策について

近年、気候変動の影響により気象災害は激甚化・頻発化しており、広範囲において、災害そのものによる直接的な被害だけでなく、停電・断水によるライフラインの途絶などのインフラ毀損による二次被害も生じている。

このような状況を踏まえ、社会福祉施設等の防災・減災への対策については、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定）において、社会福祉施設等の耐災害性強化対策（耐震化対策、ブロック塀等対策、水害対策強化対策及び非常用自家発電設備対策）を推進することとしており、令和3年度補正予算において所要の財源を確保したところである。また、福祉医療機構による耐震化等の防災・減災に係る優遇融資や自家発電設備及び給水設備の導入工事に係る優遇融資を引き続き実施することとしている。

これらを有効に活用し、社会福祉施設等の防災・減災力の強化を着実に進めていただきたい。

（参考2）

社会福祉施設等の耐災害性強化等

令和3年度補正予算 241億円

児童福祉施設や障害者支援施設、介護施設等の災害復旧や、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づく耐震化整備、非常用自家発電設備の設置、浸水対策等について支援を行う。

（参考3）独立行政法人福祉医療機構による防災・減災に係る優遇融資

	耐震化等	自家発電設備等の導入
融資率	95%（通常70～80%）	
利率優遇	【耐震化整備・スプリンクラー整備】 基準金利同率（据置期間中無利子） 【高台移転等整備】 全期間無利子	基準金利同率（据置期間中無利子）



社会福祉施設等施設整備費国庫補助金等対象事業を優遇対象とする  
高台移転に係る二重ローン対策（返済猶予や償還期間延長等）も実施

#### 4 社会福祉施設等の耐震化の推進について

社会福祉施設等の耐震化状況については、令和3年10月に公表した社会福祉施設等の耐震化状況調査結果（<https://www.mhlw.go.jp/content/000357011.pdf> 参照）によれば、平成31年3月末時点の耐震化率は91.4%（耐震済棟数約20.7万棟 / 全棟数約22.7万棟）であり、未だ耐震化されていない施設が見受けられる。

令和3年12月22日に依頼させていただいた令和3年3月末時点の耐震化状況について、未提出の自治体におかれては速やかな提出をお願いしたい。

特に、社会福祉施設等については、自力避難が困難な方が多く利用されており、利用者の安全を確保する観点から、できる限り早期に全ての施設の耐震化を完了する必要がある。

こうした中、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」において、社会福祉施設等の耐災害性強化対策として、耐震化対策の取組を推進することとしており、厚生労働省としても、今後、想定される南海トラフ地震や首都直下地震等に備え、引き続き、未耐震施設の耐震化整備を早急に進めていくことが喫緊の課題であると考えている。各都道府県等におかれては、社会福祉施設等に対して、積極的に国庫補助制度や融資制度等の情報提供及び助言を行うなど、耐震化整備を進めていただきたい。

#### 5 社会福祉施設等の土砂災害対策・津波対策の徹底について

##### (1) 土砂災害対策

社会福祉施設等の土砂災害対策については、「土砂災害のおそれのある箇所に立地する「主として防災上の配慮を要する者が利用する施設」に係る土砂災害対策における連携の強化について」（平成27年8月20日付関係省庁担当課長通知）により、民生部局と砂防部局との連携による土砂災害対策の推進をお願いしてきたところであるが、平成28年の台風10号に伴う水害など、近年の水害・土砂災害の発生等を踏まえ、平成29年6月に水防法及び土砂災害防止法が改正され、洪水等の浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務付けられている。

各都道府県等におかれては、同法も踏まえ、砂防部局や管内市町村との連携体制を一層強化し、水害・土砂災害のおそれがある地域に立地する社会福祉施設等を的確に把握するとともに、「要配慮者利用施設管理者のための土砂災害に関する避難確保計画作成の手引き（平成 29 年 6 月国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課）」や「水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル（平成 29 年 6 月厚生労働省・国土交通省）」を参考に、当該施設等に対して、早期に避難確保計画を作成し、計画に基づく避難訓練を実施していただくよう指導・助言等をお願いします。

また、平成 29 年 11 月には、総務省からの「土砂災害対策に関する行政評価・監視の結果に基づく勧告」（平成 29 年 5 月）を受け、「土砂災害のおそれのある箇所に立地する「主として防災上の配慮を要する者が利用する施設」に係る土砂災害対策における連携の強化について」（平成 29 年 11 月 24 日付厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長ほか連名通知）を通知しているので、各都道府県等におかれては、土砂災害警戒区域等における社会福祉施設等の新設計画の砂防部局への情報提供、土砂災害警戒区域に係る情報を新設計画者に提供するなど、関係部局間の情報共有、管内市区町村への周知等適切な対応をお願いします。

平成 27 年 8 月 20 日付 27 文施企第 19 号文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課長、同省スポーツ・青少年局学校健康教育課長、科発 0820 第 1 号厚生労働省大臣官房厚生科学課長、国水砂第 44 号国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課長連名通知

## （２）津波対策

津波対策については、平成 28 年熊本地震や平成 30 年北海道胆振東部地震など、近年震度 7 を観測する地震が各地で発生していることから、全国で地震に伴う津波対策を推進する必要がある。津波は台風等と異なり地震発生後のわずかな時間で来襲することがあり、事前に予測することが困難であることから、児童、障害者、高齢者等の災害時の避難に時間を要する要配慮者が多数利用する社会福祉施設等は、津波災害に備えた十分な避難対策を講じておく必要がある。

各都道府県等におかれては、津波防災地域づくり法（国土交通省所管）第 54 条第 4 項に基づき市町村地域防災計画に定められた津波災害警戒区域内の社会福祉施設等

には、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務付けられているので、「社会福祉施設等における津波の避難に関する計画の作成及び避難訓練の実施の促進について（周知及び指導・助言依頼）」（令和元年6月17日付厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長ほか連名通知）も参考にさせていただきながら、社会福祉施設等に対し、早期に避難確保計画を作成し、計画に基づく避難訓練を実施していただくよう指導・助言等をお願いします。

## **6 社会福祉施設等におけるアスベスト使用実態調査について**

社会福祉施設等におけるアスベスト使用実態調査（調査時点：平成30年12月1日時点）によれば、未だ一部施設において、「ばく露の恐れのある施設」が確認されているところである。各都道府県等におかれては、入所者及び職員等の安全を確保するため、労働関係部局、建設関係部局、環境関係部局等とも十分連携の上、引き続き社会福祉施設等におけるアスベスト対策の徹底に万全を期すようお願いする。

なお、今後、令和3年12月1日時点のアスベスト使用実態調査を依頼するので、速やかな調査にご協力願いたい。

## 第3 社会福祉施設等の運営等について

### 1 福祉サービス第三者評価事業について

「福祉サービス第三者評価事業」は、福祉サービスを提供する事業所のサービスの質を公正・中立な第三者評価機関が専門的かつ客観的な立場から評価し、事業者自らが施設運営における問題点を把握した上、サービスの質の向上に結びつけるとともに、受審結果を公表することにより、利用者のサービス選択に資することを目的としている。

本事業については、福祉サービスの種別に関わらず共通する領域の評価項目（共通評価基準）及び各福祉サービスの評価基準（内容評価基準）に基づき実施されていたが、共通評価基準と内容評価基準に不整合が生じている等の指摘を受け、平成26年4月に「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」（以下、「共通評価基準」という。）を全部改正したところである。さらに、平成30年3月に社会福祉法人制度の見直しや、「規制改革実施計画」（平成29年6月9日閣議決定）において評価の質や受審率の向上等に向けた規制改革に取り組むべきことが指摘されたことから、都道府県推進組織に対し受審率の数値目標の設定及び公表を行う努力義務を課すなど、一部改正を行っている。

各都道府県におかれては、これらの改正に伴う評価基準の見直し、評価調査者の研修等に引き続き努めていただくとともに、令和元年度から第三者評価機関の認証は更新制となっており、直近3ヶ年度における評価件数が10件未満の認証機関については更新時研修を受講する必要があるため、都道府県推進組織においては、感染対策を徹底しつつ更新時研修の実施について引き続き遺漏なく取り組んでいただくようお願いする。

また、第三者評価の受審状況を見ると、各都道府県や各施設・サービス、各設置主体ではらつきが見られるところである。社会福祉法第78条第1項では、「社会福祉事業の経営者は、自らその提供するサービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない」とされていることから、サービスの質の向上に結びつけるためにも、管内社会福祉施設等に対し、積極的な受審を促していただきたい。（参考資料3）

《参照通知等》

- ・ 「「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の全部改正について」  
（平成 26 年 4 月 1 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）
- ・ 「保育所における第三者評価の実施について」  
（平成 28 年 3 月 1 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知）
- ・ 「障害福祉サービス事業所等における第三者評価の実施について」  
（平成 29 年 2 月 2 日厚生労働省社会・援護局長、障害保健福祉部長連名通知）
- ・ 「高齢者福祉サービス事業所等における第三者評価の実施について」  
（平成 29 年 3 月 31 日厚生労働省社会・援護局長、老健局長連名通知）
- ・ 「高齢者福祉サービス事業所等における第三者評価の実施に係る留意事項について」  
（平成 30 年 3 月 26 日厚生労働省社会・援護局長、老健局長連名通知）
- ・ 「障害福祉サービス事業所等における第三者評価の実施に係る留意事項について」  
（平成 30 年 3 月 29 日厚生労働省社会・援護局長、障害保健福祉部長連名通知）
- ・ 「社会的養護関係施設における第三者評価及び自己評価の実施について」  
（平成 30 年 3 月 30 日厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局長連名通知）
- ・ 「救護施設における第三者評価の実施について」  
（平成 30 年 9 月 20 日厚生労働省社会・援護局長通知）
- ・ 全国社会福祉協議会ホームページ  
<http://shakyo-hyouka.net/> (第三者評価事業トップ)  
<http://www.shakyo-hyouka.net/panf/fukyu-11.pdf> (事業者向けパンフレット)  
[http://www.shakyo-hyouka.net/panf/fukyu-09\\_2.pdf](http://www.shakyo-hyouka.net/panf/fukyu-09_2.pdf) (利用者向けパンフレット)

## 2 福祉サービスに関する苦情解決の取組について

福祉サービスに関する利用者等からの苦情解決を行うため、都道府県社会福祉協議会において運営適正化委員会を設置し、苦情解決の相談等が行われているところである。

各都道府県におかれては「運営適正化委員会における福祉サービスに関する苦情解決事業について」（平成 12 年 6 月 7 日付け社援第 1354 号厚生省社会・援護局長通知）に基づく適正な事業運営が行われるよう、引き続き都道府県社会福祉協議会に対し、指導をお願いしたい。

なお、本事業の実施に必要な経費については、令和 4 年度予算（案）において、引き続き「生活困窮者就労準備支援事業費等補助金」の内数として計上しているところであるが、都道府県運営適正化委員会での苦情受付件数は年々増える傾向にあるため、各都道府県におかれては、都道府県社会福祉協議会において必要な事業費が適切に確保されるようお願いする。（参考資料 4）

## 第4 感染症対策について

### 1 新型コロナウイルスへの対応について

社会福祉施設等が提供する各種サービスは、利用者の方々やその家族の生活を継続する上で欠かせないものであり、十分な感染防止対策を前提として、利用者に対して必要な各種サービスが継続的に提供されることが重要である。

また、緊急事態宣言時においても、高齢者、障害者等特に支援が必要な方々の居住や支援に関する全ての関係者（生活支援関係事業者）には、事業の継続が求められている。

これまで、平時から感染症発生時までのケア等の具体的な留意点や、感染対策のポイントをまとめた動画の公表、各施設における自主点検の促進等を行ってきたところであるが、現在の感染状況も踏まえ、管内社会福祉施設等に対して、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）（一部改正）」（令和2年10月15日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）等に基づいた感染拡大防止対策の再徹底について周知願いたい。

（参考4）

- ・ 「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）（一部改正）」（令和2年10月15日厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000683488.pdf>
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する厚生労働省ホームページ  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)
- ・ 社会福祉・雇用・労働に関する情報  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00110.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00110.html)
- ・ 介護事業所等向けの情報  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00089.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00089.html)
- ・ 障害福祉サービス等事業所における対応等に関する情報  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00097.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00097.html)

### 2 今冬のインフルエンザ対策

冬期のインフルエンザの流行に対しては、社会福祉施設等における集団感染等への警戒のため、「社会福祉施設等における今冬のインフルエンザ総合対策の推進について」（令和3年11月15日付厚生労働省子ども家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課事務連絡）に沿って、適切な対応をお願いする。

### 3 新型インフルエンザ等特別措置法における優先接種（予防接種）対象事業者の登録に向けた対応

新型インフルエンザ特別措置法においては、新型インフルエンザ等が発生した場合、医療の提供又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う登録事業者の従業員に対し、特定接種が実施される。この特定接種の登録対象となる業種については、新型インフルエンザ等対策政府行動計画において優先順位が決められており、国民生活・国民経済安定分野の事業として介護・福祉事業所も対象となっているところである。

特定接種の登録については希望する介護・福祉事業所毎に行うことが必要となるが、その要件として新型インフルエンザに関する業務継続計画の作成が義務づけられているところである。

このため、特定接種の登録の要件とされている介護・福祉事業所が作成する業務継続計画のガイドライン及び作成例を厚生労働省のホームページに掲載しているため、新型インフルエンザ等の発生時におけるサービス提供の継続や利用者・職員の安全確保の観点から、各社会福祉施設等における業務継続計画の作成に活用いただけるよう、管内市区町村や社会福祉施設等に対して周知願いたい。

なお、新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種については、接種順位の考え方として、重症化リスクの大きさ等を踏まえ、まずは医療従事者等への接種、次に高齢者、その次に高齢者以外で基礎疾患を有する者、高齢者施設等の従事者への接種をできるようにすることが示されているのでご承知おき願いたい（新型コロナウイルス感染症対策分科会（第24回）資料2 - 1参照）。

（参考5）

<厚生労働省ホームページ>

・インフルエンザ（総合ページ）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/infuenza/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/infuenza/index.html)

・令和3年度 今冬のインフルエンザ総合対策について

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/influenza/index.html>

・インフルエンザの基礎知識

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/file/File.html>

・インフルエンザ施設内感染症予防の手引き

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/dl/tebiki25.pdf>

・令和3年度インフルエンザQ & A

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/ga.html>



- ・啓発ツール

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/keihatu.html>

- ・高齢者向けリーフレット

[http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/tool/dl/leaf03-02.pdf](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/tool/dl/leaf03-02.pdf)

- ・業務継続計画のガイドライン及び作成例

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000108629.html>

- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種の登録について

[https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12301000-Roukenkyoku-Soumuka/0000115430\\_1.pdf](https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12301000-Roukenkyoku-Soumuka/0000115430_1.pdf)

< 国立感染症研究所ホームページ >

<http://www.nih.go.jp/niid/ja/from-idsc.html>

#### 4 ノロウイルス対策及びウイルス肝炎対策等について

社会福祉施設等は高齢者や乳幼児等体力の弱い者が集団生活していることから、ノロウイルスやレジオネラ症等の感染症、食中毒等に対する適切な予防対策を講じることが極めて重要である。

このため、以下の通知を参考に衛生部局、民生部局及び市町村とも連携しつつ、管内社会福祉施設等に対し適切な予防対策を図るよう指導の徹底をお願いしたい。

なお、社会福祉施設等に対し、ウイルス肝炎等の感染症患者・感染者に対する利用制限、偏見や差別を防ぐ観点から、衛生部局と連携し正しい知識の普及啓発を行い、利用者等の人権に配慮した対応が適切に行われるよう指導をお願いする。



(参考6)

< 参照通知等 >

- ・「ノロウイルスの感染症・食中毒予防対策について」  
(令和3年12月27日厚生労働省健康局結核感染症課、医薬・生活衛生局食品監視安全課事務連絡)
- ・「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎の発生・まん延防止策の一層の徹底について」  
(平成19年12月26日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知)
- ・「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎及び食中毒の発生・まん延防止策の一層の徹底について」  
(平成26年2月24日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課事務連絡)
- ・「ノロウイルスに関するQ & A(最終改訂：令和3年11月19日)」(厚生労働省ホームページ)  
[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/shokuhin/syokuchu/kanren/yobou/040204-1.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/syokuchu/kanren/yobou/040204-1.html)
- ・「社会福祉施設等における感染症発生時に係る報告について」  
(平成17年2月22日厚生労働省健康局長、医薬食品局長、雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)
- ・「社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策の徹底について」  
(平成15年7月25日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知)  
別添「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針」
- ・「「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止マニュアル」の改正に伴う社会福祉施設等への周知について」  
(令和元年12月18日厚生労働省子ども家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課事務連絡)
- ・「「大量調理施設衛生管理マニュアル」の改正について」  
(平成29年6月16日厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長通知)  
別添「大量調理施設衛生管理マニュアル」
- ・「当面のウイルス肝炎対策に係る体制の充実・整備等について」  
(平成13年4月24日厚生労働省健康局総務課長、疾病対策課長、結核感染症課長連名通知)
- ・C型肝炎について(一般的なQ & A)(平成26年7月改訂)  
<https://vhfj.or.jp/qac/>
- ・B型肝炎について(一般的なQ & A)(平成26年7月改訂)  
<https://vhfj.or.jp/qab/>
- ・肝炎の予防に関する情報  
<http://www.kanen.ncgm.go.jp/cont/050/yobou.html>
- ・日常生活の場でウイルス肝炎の伝搬を防止するためのガイドライン  
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou09/pdf/guideline02.pdf>
- ・保育の場において血液を介して感染する病気を防止するためのガイドライン  
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou09/pdf/guideline03.pdf>
- ・高齢者施設における肝炎対策のガイドライン  
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou09/pdf/guideline04.pdf>
- ・「結核院内(施設内)感染対策の手引きについて(情報提供)」  
(平成26年5月1日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課事務連絡)

## 第5 独立行政法人福祉医療機構について

福祉医療機構は、福祉医療貸付事業をはじめとして、福祉医療経営指導事業、社会福祉振興助成事業、福祉保健医療情報サービス事業（通称「WAMNET」）、社会福祉施設職員等退職手当共済事業など国の福祉・医療政策等に密接に連携した多様な事業を公正かつ効率的に実施することにより、わが国の福祉、介護、医療サービスが安定的かつ効果的に提供する使命を担い、福祉・医療の民間活動を応援しているところである。福祉医療機構の業務運営について、引き続きご協力をお願いしたい。

### 1 福祉貸付事業について

#### (1) 令和4年度予算（案）の概要

福祉医療機構は、福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、民間金融機関との協調した融資を徹底しつつ、政策優先度に即して政策融資を実施しているところである。

令和4年度予算（案）においては、

- 「経済財政運営と改革の基本方針2021」等に掲げられている保育や介護の受け皿の整備を推進するために必要な資金需要
- 新型コロナウイルス感染症により休業した又は事業を縮小した福祉事業者への資金繰りを支援するための危機対応融資を引き続き実施するために必要な資金需要

に対応しうる貸付原資を確保するとともに、政策融資の果たすべき役割を踏まえた優遇融資等を実施する予定なので、施設等所管部局及び管内の社会福祉法人等に対して遺漏なきよう周知をお願いしたい。

#### 《貸付規模》

資金交付額 8,772億円（うち、福祉貸付分 4,586億円）



## 《貸付条件の見直し》

### 新規事項

- ・ 感染症対策を伴う整備事業に係る融資条件の優遇措置
  - \* 融資率：95%、貸付金利：基準金利、取扱期限：令和12年3月31日
- ・ デジタル関連の整備（介護ロボット・ICTの導入）に係る融資条件の優遇措置の拡充
  - \* 貸付金利：基準金利～基準金利+0.5%（据置期間中無利子（国庫補助等対象事業に限る））、取扱期限：令和5年3月31日
- ・ 保育関連施設等の整備に係る融資条件の優遇措置の拡充
  - \* 償還期間：最長30年以内（据置期間3年以内）、融資率：95%、取扱期限：令和7年3月31日
- ・ 連帯保証人制度の見直し
  - \* 福祉医療機構が認めた者は連帯保証人を要しないこととする

### 継続事項

- ・ 新型コロナウイルス対応支援資金に係る融資条件の優遇措置
  - \* 無利子・無担保等の優遇措置を令和4年6月末まで延長（令和4年7月以降も、一部融資条件を見直しの上、優遇措置を継続）

福祉貸付	令和4年6月末まで	令和4年7月以降～
融資率	100%	100%
限度額	なし	なし
無担保	6,000万円 新型コロナウイルス感染者が出たことによる休業等により減収となった入所施設（地域密着型を除く）1億円	6,000万円 新型コロナウイルス感染者が出たことによる休業等により減収となった入所施設（地域密着型を除く）1億円
貸付利率	<<当初5年間>> 6,000万円まで：無利子 6,000万円超の部分は基準金利 <<6年目以降>> 基準金利	<<当初5年間>> 6,000万円まで：基準金利 6,000万円超の部分は基準金利+0.8% <<6年目以降>> 基準金利+0.8%
償還期間	15年以内	15年以内
据置期間	5年以内	5年以内

基準金利0.3%(令和4年3月1日時点)

- ・ 日常生活支援住居施設に係る融資制度の恒久化

## (2) 協調融資の推進について

社会福祉法人が民間金融機関からの資金調達が円滑に行えるよう、福祉医療機構と民間金融機関が連携して融資を行う協調融資の仕組みを平成 20 年度から福祉貸付全般に範囲を拡大したところである。協調融資を通じて民間金融機関の参入を促し、社会福祉法人等事業者にとっても取引実績のない民間金融機関から福祉医療機構融資では対応できない緊急性の高い運転資金等の資金ニーズに対応できる可能性があるなどのメリットがあり、福祉分野の更なる成長に資するものであることから、協調融資の利用促進、活用について引き続き各法人等に対して、助言をお願いしたい。

なお、社会福祉施設等の設置にあたって、一部の自治体において、福祉医療機構からの融資の活用のみを認可要件としている事例が見受けられる。福祉医療機構の融資は、必要な社会福祉施設等の整備に対し「長期・固定・低利」の資金を提供することにより、事業者負担軽減を図り、福祉・介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するものであり、事業者の資金調達手段について民間金融機関からの資金調達を排除することのないよう御留意いただきたい。

## (3) 意見書の発行について

社会福祉法人等が福祉医療機構融資の借入申込を行う際には、従来から、整備を行う施設等を所管する自治体からの意見書の提出をお願いしているところであり、令和 4 年度においても引き続き御協力をお願いしたい。

意見書には、地域における施設等の必要性に加え、施設を運営する法人の適格性について記載を行うが、特に法人の適格性については、今日の社会保障制度を取り巻く経営環境を考慮すると、施設等の経営主体のガバナンス態勢の確保は極めて重要であり、法令遵守はもとより、しっかりとした経営理念に基づき、代表者のリーダーシップの下で、法人組織全体が効率よく運営されている体制にあるかどうか十分に確認していただくよう重ねてお願いしたい。

なお、福祉医療機構融資の借入申込予定者に対しては、福祉医療機構のホームページに掲載されている「融資のポイント（ガイドライン）」を参照するとともに、融資の借入申込書の受理手続が終了前に工事着工を行った場合には融資対象外となってしまうので、事業計画策定の際には速やかに福祉医療機構へ融資相談を行うよう御指導

願いたい。

## 2 福祉医療経営指導〔経営サポート〕事業について

福祉医療機構では経営サポートセンターを設置し、福祉貸付事業等の豊富なデータを基にした経営指標や診断手法により、民間の社会福祉施設の経営者や地方公共団体等に対する経営サポート事業を実施しているところである。

具体的には、法人の状況にあわせた各種プログラムによるコンサルティング、福祉医療分野における経営情報を提供するリサーチ及び施設経営をバックアップするためのセミナー業務を実施しているところである。

各都道府県等におかれては、福祉サービス基盤の安定的かつ効率的に提供・維持するため、経営面の課題を抱えている社会福祉法人等に対して、当該事業を改善方策の一つとして案内していただくなど、積極的な活用をお願いしたい。事業の詳細は、福祉医療機構ホームページ及びWAM NETに掲載しているので、参照されたい。

- ・ 福祉医療機構ホームページ (<https://www.wam.go.jp/hp/cat/keieisupport/>)
- ・ WAM NET (<https://www.wam.go.jp/wamappl/scresearch.nsf/aMenu?Open>)

また、行政等への支援の一環として、福祉医療分野に係る調査・分析・計画策定支援等の業務受託や、個別の施設の経営課題等の解決のための取組も実施しているので、御留意願いたい。

- ・ 行政等への支援（受託業務のごあんない） ([https://www.wam.go.jp/hp/gyousei\\_shien/](https://www.wam.go.jp/hp/gyousei_shien/))

### （参考）経営サポート事業の概要

#### 1. リサーチ業務

- ・ 各種調査を実施し「リサーチレポート」を公表。

福祉・医療施設を経営される方々にとって有益となる経営情報を発信しているのでご利用願いたい。

(<https://www.wam.go.jp/hp/keiei-report-r3/>)

#### 【令和3年度実績・見込み】（機構のホームページに掲載）

- ・ 2019年度（令和元年度）通所介護事業所の経営状況について
- ・ 2020年度（令和2年度）福祉・医療施設の建設費について
- ・ 介護医療院の開設状況および運営実態について
- ・ 地域別にみる急性期病院の特徴について
- ・ 2020年度（令和2年度）介護・福祉施設の経営状況（速報）

サービス名	2020年度実績（見込み）
リサーチレポート	1,234件
経営情報提供	567件
経営課題診断	89件
経営改善支援	12件
コンサルティング	34件
経営支援セミナー	10件

- ・2020年度（令和2年度）病院・診療所の経営状況（速報）
  - ・2021年度（令和3年度）介護報酬改定に関するアンケート調査（前編）
  - ・2021年度（令和3年度）介護報酬改定に関するアンケート調査（後編）
  - ・2021年度共同生活援助に関するアンケート調査および2020年度の運営状況
  - ・地域密着型特別養護老人ホームに関するアンケート調査
  - ・2020年度（令和2年度）特別養護老人ホームの経営状況について
  - ・2020年度（令和2年度）病院の経営状況について
  - ・2020年度（令和2年度）社会福祉法人の経営状況について
  - ・2020年度（令和2年度）医療法人の経営状況について
  - ・2020年度（令和2年度）保育所・認定こども園の経営状況について
  - ・2020年度（令和2年度）通所介護の経営状況について
  - ・2020年度（令和2年度）介護老人保健施設の経営状況について
  - ・2021年度（令和3年度）特別養護老人ホームの介護人材の確保に関する調査
  - ・2020年度（令和2年度）障害福祉サービスの経営状況について など
- ・社会福祉法人と特別養護老人ホームの現場の実感を調査し、「社会福祉法人経営動向調査」として定期的（四半期に1度）に結果を公表。病院および医療法人の現場の経営実感を調査し、「病院経営動向調査」として定期的（四半期に1度）に結果を公表。
  - ・「特別養護老人ホーム」「軽費老人ホーム（ケアハウス）」「通所介護・認知症対応型通所介護」「認知症対応型共同生活介護（グループホーム）」「小規模多機能型居宅介護」「訪問介護」「養護老人ホーム」「保育所・認定こども園」「病院」「介護老人保健施設」「診療所」「障害福祉サービス（日中活動系サービス）」「障害福祉サービス（居住系サービス）」「障害福祉サービス（児童系サービス）」の14施設・事業、「法人（社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人）」について、分析結果を「経営分析参考指標」として取りまとめて発行。ホームページにダイジェスト版を掲載。

## 2. セミナー業務

- ・専門家、施設経営者及び機構職員によるセミナー形式等の経営支援を実施。
- ・各セミナーのテーマ、講演者、申し込み開始時期などの詳しい内容は、開催の2ヶ月前を目途に機構のホームページに掲載。
- ・令和3年度はオンラインでセミナーを配信。
- ・近年は社会福祉法人の指導監査時のチェックポイントなどに関する所轄庁担当者向けのセミナーを地方公共団体と共同して開催。

## 3. コンサルティング業務

### 経営診断

- ・法人単位での財務比較による業界内での立ち位置の提示。
- ・施設、法人の決算状況及び施設状況から各経営指標を算出し、同一種類の施設、法人種別との比較を行う経営診断を実施。

### 経営分析プログラム

- ・法人単位での財務比較による業界内での立ち位置の提示。
- ・同種同規模等施設の財務データの平均値との比較。





済職員 1 人当たりの補助単価（都道府県単位金額）については、予算成立後、速やかに  
お示しすることとしているので、補助金の早期交付について特段の御配慮をお願いし  
たい。

### （ 3 ） 単位掛金額の見直し

退職手当共済事業における単位掛金額は、「退職手当金の支給に要する費用の予想額、被共済職員の見込数等に照らし、おおむね 5 年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならない（社会福祉施設職員等退職手当共済法第 15 条第 3 項）」とされているところである。

令和 4 年度の共済契約者である社会福祉法人が負担する単位掛金額については、令和 4 年度予算成立後を目途にお示しする告示において正式に定める予定だが、現時点においては令和 3 年度と同額（44,500 円）を予定している。

### （ 4 ） 制度周知について

退職手当共済制度の特徴として、勤続年数が長くなればなるほど退職手当給付額が大きくなる。また、退職後 3 年以内に復帰した場合には退職までの期間を合算できる規定もあり、福祉施設従事者の定着及び処遇改善に役立つ制度である。

新規加入については、社会福祉法人に限られているが管内及び今後、設立予定の社会福祉法人に対して制度周知をお願いしたい。

また、退職手当共済事業の円滑な運営においては、社会福祉施設等の身近な存在として、福祉医療機構から退職手当金の支給に係る業務を委託している都道府県社会福祉協議会や民間社会福祉事業職員共済会等の協力が不可欠であることから、引き続き連携を図っていただくなど、御協力をお願いしたい。

## 4 福祉保健医療情報サービス（WAM NET）事業について

当該事業は、福祉及び保健医療に関する情報システムの整備及び管理を行い、福祉保健医療関連の各種情報を幅広く総合的に提供しているサイトであるため、活用をお願いしたい。

( <https://www.wam.go.jp/> )



また、令和3年度より新たな取り組みとして、災害により被災した児童福祉施設及び障害者支援施設の情報について、被災した施設の状況を的確に把握するため、施設自ら被災状況の報告を行い、関係者間で情報共有できる仕組み（災害時情報共有システム）を構築し、運用を開始したところである。

従来自治体職員による電話確認や巡回等により行われていた状況報告の事務負担を軽減することを目的としたシステムであり、積極的にご活用いただきたい。なお、システムの利用にあたっては、各施設または施設担当者のメールアドレスを本システムに登録いただく必要があることから、未登録施設への登録要請について、引き続きご協力をお願いしたい。



(参考) WAM NETの主な掲載情報

- ・社会福祉法人の現況報告書等情報検索（社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム）  
全国の社会福祉法人に関する現況報告書や計算書類等（決算書等）を掲載
- ・障害福祉サービス等情報検索（障害福祉サービス等情報公表システム）  
全国の指定障害福祉サービス等施設・事業所の情報を掲載
- ・ここ de サーチ（子ども・子育て支援情報公表システム）  
全国の認定こども園や保育所（認可外含む）、幼稚園などの情報を掲載
- ・介護保険最新情報  
厚生労働省から各都道府県、市区町村等の介護保険担当課等に通知された「介護保険最新情報」を掲載
- ・イベント・セミナー情報  
各主催団体から提供いただいた福祉・保健・医療に関するイベント・セミナーの情報を地域ごとに掲載
- ・福祉サービス第三者評価情報  
全国の福祉サービスの第三者評価情報を掲載

## 5 社会福祉振興助成事業について

社会福祉振興助成事業では、NPO法人やボランティア団体等の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細やかな活動等に対して助成を行うことにより、地域共生社会の実現に向けて必要な支援をするとともに、助成終了後の事業評価が高い活動を普及させる取組を行うことで、助成先団体の自立の助長や、優良事例の全国的な発展・波及を図ってきたところである。

助成先については助成金をきっかけに自治体と連携し、助成終了後において、自治体から地域づくり活動に関する補助や委託を受けて活動継続しているケースもあり、地域におけるセーフティネットの構築に寄与しているところである。

令和4年度事業の募集は既に終了(例年、前年度の12月下旬から2月上旬に募集)。福祉医療機構のホームページにおいて、地域福祉の向上に資する優良事例を掲載しているほか、助成データベース(WAM助成e-ライブラリー)から、これまで助成した事業の概要等について閲覧可能となっているので参照されたい。

また、令和3年度においては、地域共生社会の実現に向けて、行政と民間団体の連携を構築した事例等を紹介したWAM助成シンポジウムをオンラインで開催したほか、行政と民間活動団体の連携体制構築の考え方や方法等学ぶためのWAM助成学習会についてもオンラインで開催した。これらの動画についても、福祉医療機構ホームページに掲載しているので参照されたい。

- ・WAM助成シンポジウム「NPOと行政との協働の現在地 地域共生社会の実現に向けて」

リンク先 [ <https://www.wam.go.jp/hp/cat/wamjosei/> ]

- ・WAM助成学習会「地域共生社会に必要な連携とは何か？」

リンク先 [ [https://www.wam.go.jp/hp/npo\\_learning/](https://www.wam.go.jp/hp/npo_learning/) ]

- ・WAM助成e-ライブラリー

リンク先 [ <https://www.wam.go.jp/Densi/kikin/eJoseiLib/> ]

福祉医療機構のNPOリソースセンターでは、助成相談窓口を随時開設しており、民間団体の困りごと等の相談に対応している(助成相談窓口03-3438-4756)。各地域における福祉の充実を進める上で、これらの情報についても活用しつつ、各地域で活動するNPO法人等との連携を図っていただきたい。



# 参 考 资 料

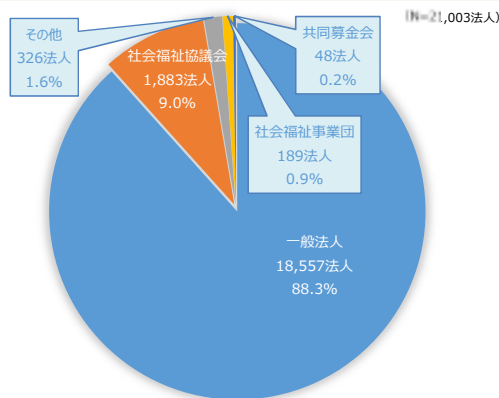
社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム 2022年度 運用スケジュール (全体イメージ)

2022年																																	
区分	1月			2月			3月			4月			5月			6月			7月			8月			9月			10月			11月		
	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下
社会福祉法人	定款・役員等名簿 (公表用)・報酬等の支給の基準の届出のみ可						入カシートのダウンロード(4月1日～)						入カシートの入力・保存・届出 (4月1日～6月30日)						システムから届出できません														
所轄庁	法人基本情報の更新及び確定 (1月17日～2月28日)						2022年度運用開始 (4月1日)						入カシートの内容の確認と都道府県への提供 (4月1日～8月31日)						システムから提供できません														
	事務処理用メールアドレスの更新 (1月17日～2月28日)						計算書類・経営指標CSV、分析用スコアカードダウンロード開始(3月中旬～)																										
都道府県	事務処理用メールアドレスの更新 (1月17日～2月28日)						2022年度運用開始 (4月1日)						入カシートの内容の確認と厚生労働省への提供 (4月1日～9月30日)						システムから提供できません														
	計算書類・経営指標CSV、分析用スコアカードダウンロード開始(3月中旬～)																																
福祉医療機構	データ更新等 ~3月31日						集約結果の公表 (3月中旬)						現況報告書・計算書類・社会福祉充実計画の公表 (4月1日～10月31日) [現況報告書・計算書類は所轄庁へ届出後、社会福祉充実計画は所轄庁の確認後に公表]						データ更新等 ~3月31日														

2022年度の届出終了(10月31日予定)

1-3.法人種別法人数

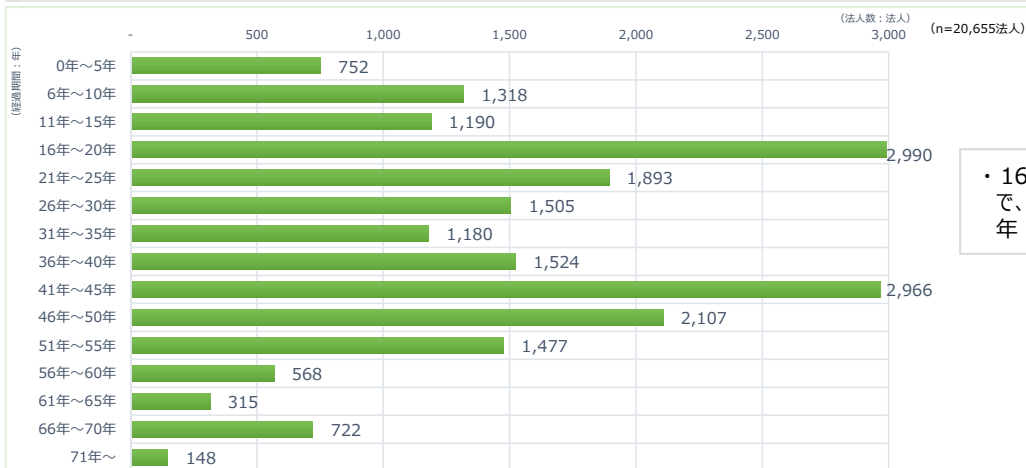
区分	法人数
一般法人	18,557
社会福祉協議会	1,883
社会福祉事業団	189
共同募金会	48
その他	326
合計	21,003



- ・社会福祉法人の所轄庁から登録のあった社会福祉法人（21,003法人）の基本情報に基づき、その法人数を「法人種別」に集計した結果である。
- ・一般法人（88.3%）が最も高く、次いで、社会福祉協議会（9.0%）、その他（1.6%）、社会福祉事業団（0.9%）、共同募金会（0.2%）と続いている。

「一般法人」とは、施設を経営する社会福祉法人。また「その他」とは、「一般法人」、「社会福祉協議会」、「共同募金会」、「社会福祉事業団」に該当しない法人である。

1-4.設立認可からの経過期間別法人数

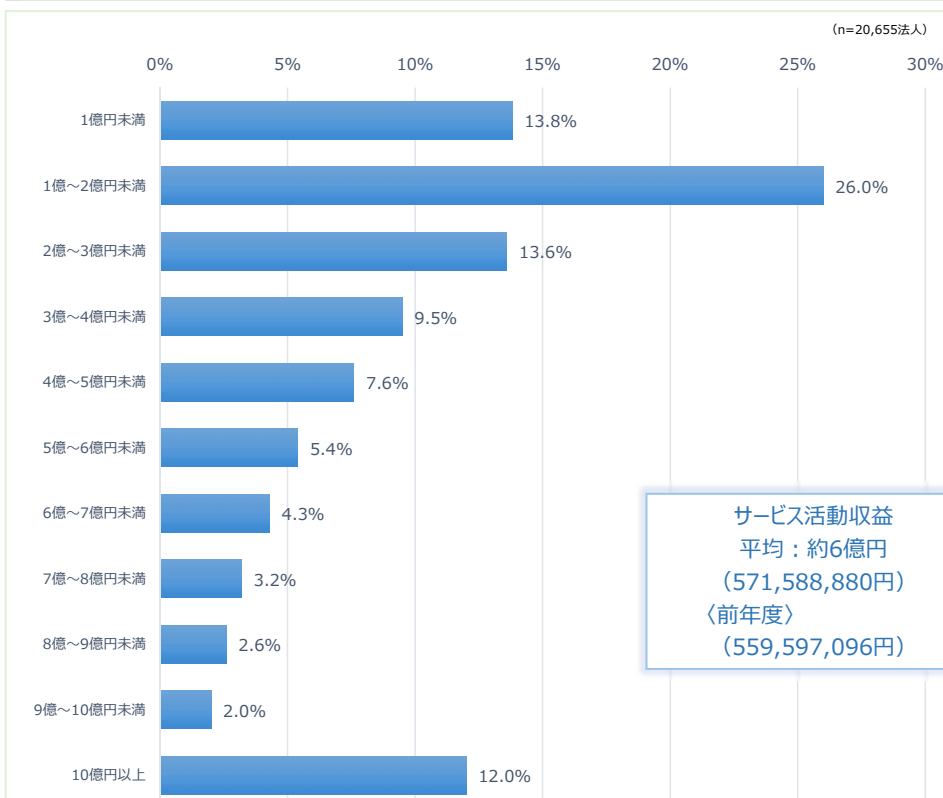


- ・16年～20年（2,990法人）が最も多く、次いで、41年～45年（2,966法人）、46年～50年（2,107法人）と続いている。

現況報告書等の集約結果について（2）

2.社会福祉法人の経営状況

2-1.「サービス活動収益」の規模別の法人の割合



- ・1億～2億円未満（26.0%）が最も多く、次いで、1億円未満（13.8%）、2億～3億円未満（13.6%）と続いている。
- ・また、サービス活動収益の平均は約6億円である。

サービス活動収益  
平均：約6億円  
(571,588,880円)  
〈前年度〉  
(559,597,096円)

参考資料3

○都道府県別の受審数

No.	都道府県	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	令和 2年度	都道府県別 累計 実績数
1	北海道	0	1	9	20	13	17	28	14	24	57	13	26	42	26	31	20	341
2	青森県	5	19	34	12	19	26	14	11	22	20	18	13	15	20	15	10	273
3	岩手県	9	15	21	29	24	18	28	19	24	19	15	15	18	15	17	9	295
4	宮城県	0	0	0	3	9	1	6	3	13	24	18	20	27	13	21	15	173
5	秋田県	0	0	4	1	1	4	7	6	8	14	2	6	17	13	9	18	110
6	山形県	0	2	2	1	4	2	3	0	5	11	0	5	15	9	2	9	70
7	福島県	0	0	3	8	9	6	3	3	15	17	8	13	24	10	13	13	145
8	茨城県	1	2	6	3	1	1	0	0	3	23	1	9	20	14	19	21	124
9	栃木県	1	8	6	6	10	11	8	8	29	26	31	21	29	29	18	23	264
10	群馬県	16	11	8	11	7	5	4	7	10	9	8	8	11	12	5	7	139
11	埼玉県	8	22	26	25	27	19	17	27	34	46	39	48	55	43	58	47	541
12	千葉県	0	3	81	28	45	51	56	35	71	77	107	95	123	87	116	119	1,094
13	東京都	1,352	1,308	1,827	1,817	2,006	1,979	2,358	2,613	2,762	2,891	2,990	2,970	3,191	3,245	3,572	3,608	40,489
14	神奈川県	37	100	131	163	107	148	170	180	225	173	274	333	397	330	312	322	3,402
15	新潟県	0	0	0	7	18	27	23	10	14	22	9	37	32	23	23	5	250
16	富山県	9	18	7	4	2	6	5	2	4	4	12	7	8	6	7	13	114
17	石川県	0	42	38	32	21	13	11	6	8	23	2	6	14	3	15	6	240
18	福井県	0	3	2	4	4	5	4	6	8	9	9	11	12	8	12	8	105
19	山梨県	1	10	4	7	7	2	5	6	6	6	2	5	6	1	3	6	77
20	長野県	2	15	9	29	16	15	37	24	19	39	41	34	58	77	74	24	513
21	岐阜県	7	19	10	4	10	10	15	17	22	18	23	29	37	38	35	25	319
22	静岡県	47	38	45	40	38	15	12	15	30	39	31	43	36	46	47	16	538
23	愛知県	3	25	39	55	59	110	85	92	95	105	100	124	136	126	135	105	1,394
24	三重県	19	7	13	13	13	8	6	9	26	18	12	39	34	31	31	18	297
25	滋賀県	0	0	3	4	3	3	3	3	4	14	12	10	18	11	8	15	111
26	京都府	80	115	254	185	192	207	197	216	221	262	268	301	244	249	259	226	3,476
27	大阪府	9	31	80	60	41	80	50	72	85	151	86	100	137	100	89	74	1,245
28	兵庫県	20	25	51	52	32	44	41	32	71	104	57	72	123	70	62	63	919
29	奈良県	0	0	0	4	2	1	1	1	4	11	1	3	12	5	5	7	57
30	和歌山県	0	0	2	10	4	2	2	2	3	15	5	3	12	5	0	8	73
31	鳥取県	0	15	18	20	24	26	28	19	32	42	25	29	53	44	46	36	457
32	島根県	0	1	4	1	2	1	5	1	3	5	2	6	22	9	25	13	100
33	岡山県	0	0	0	3	0	0	0	3	6	18	7	16	25	14	16	12	120
34	広島県	0	0	0	1	16	21	12	15	32	34	12	27	34	35	41	44	324
35	山口県	41	39	25	14	10	14	14	5	15	14	12	23	18	9	21	17	291
36	徳島県	0	0	0	6	3	3	3	1	5	14	0	3	12	3	4	10	67
37	香川県	0	0	8	2	5	5	7	6	6	7	4	4	7	1	3	1	66
38	愛媛県	0	0	4	8	6	18	14	17	42	18	11	23	47	16	27	14	265
39	高知県	0	2	1	3	1	0	0	3	5	6	3	5	6	3	6	6	50
40	福岡県	0	0	0	5	20	11	6	9	21	45	13	28	33	14	17	31	253
41	佐賀県	0	4	1	2	0	3	0	1	1	16	2	4	6	2	6	5	53
42	長崎県	0	3	12	6	10	4	8	12	18	22	28	17	21	21	23	29	234
43	熊本県	0	21	22	27	19	26	28	50	53	47	63	30	42	40	33	17	518
44	大分県	11	14	18	14	6	7	11	6	8	18	13	9	25	9	10	16	195
45	宮崎県	0	0	0	0	2	1	4	5	7	14	8	5	10	15	9	5	85
46	鹿児島県	0	9	5	4	1	6	7	1	6	40	22	24	23	14	34	18	214
47	沖縄県	0	0	2	4	2	3	3	5	7	12	4	5	11	9	6	22	95
全国合計受審数		1,678	1,947	2,835	2,757	2,871	2,985	3,349	3,598	4,132	4,619	4,423	4,664	5,298	4,923	5,340	5,156	60,575

※平成17～19年度の実績数については、一部の県で外部評価等が含まれていたためその数を除外  
 ※平成24年度から、全国推進組織が認証する評価機関が評価実施した社会的養護関係施設の受審数を「都道府県集計」に合算して総括表(本表)を作成

○主な施設・サービス別の受審数・受審率と累計

区分	主な施設・サービス種別	令和2年度 受審数	全国施設数 ※1	受審率	令和2年度迄の 累計受審数
高齢者	特別養護老人ホーム	393	8,234	4.77%	7,262
	養護老人ホーム	33	946	3.49%	650
	軽費老人ホーム	22	2,319	0.95%	519
	訪問介護	59	34,825	0.17%	1,338
	通所介護	133	24,035	0.55%	3,314
	小規模多機能居宅介護	40	5,502	0.73%	1,003
	認知症対応型共同生活介護	23	13,760	0.17%	5,651
障害者	身体障害者療護施設 ※2	—	—	—	130
	身体障害者更生施設 ※2	—	—	—	61
	身体障害者入所授産施設 ※2	—	—	—	88
	身体障害者通所授産施設 ※2	—	—	—	87
	知的障害者入所更生施設 ※2	—	—	—	557
	知的障害者通所更生施設 ※2	—	—	—	167
	知的障害者入所授産施設 ※2	—	—	—	20
	知的障害者通所授産施設 ※2	—	—	—	369
	精神障害者入所授産施設 ※2	—	—	—	1
	精神障害者通所授産施設 ※2	—	—	—	16
	居宅介護	8	23,098	0.03%	42
	生活介護	176	8,268	2.13%	1,415
	自立訓練（機能訓練）	1	424	0.24%	16
	自立訓練（生活訓練）	9	1,404	0.64%	80
	就労移行支援	21	3,399	0.62%	190
	就労継続支援（A型）	28	3,860	0.73%	141
	就労継続支援（B型）	204	12,497	1.63%	1,691
共同生活援助	373	8,643	4.32%	1,041	
障害者支援施設（施設入所支援＋日中活動事業） 多機能型	140 146	2,561 —	5.47% —	1,687 1,216	
児童	保育所	1,756	23,896	7.35%	17,639
	幼保連携型認定こども園	59	6,093	0.97%	227
	地域型保育事業	8	7,342	0.11%	33
	その他保育事業	106	—	—	1,370
	児童養護施設 ※3	229	612	37.42%	2,542
	乳児院 ※3	54	145	37.24%	506
	児童心理治療施設 ※3	18	53	33.96%	129
	児童自立支援施設 ※3	32	56	57.14%	177
	母子生活支援施設 ※3	88	217	40.55%	847
	自立援助ホーム ※3	8	193	4.15%	88
	ファミリーホーム ※3	3	417	0.72%	6
	児童館	4	4,453	0.09%	53
	知的障害児施設 ※2	—	—	—	136
	知的障害児通園施設 ※2	—	—	—	55
	肢体不自由児施設 ※2	—	—	—	84
	重症心身障害児施設 ※2	—	—	—	66
	児童発達支援センター	15	601	2.50%	110
	医療型児童発達支援センター	6	98	6.12%	47
	児童発達支援事業	15	7,653	0.20%	77
	放課後等デイサービス	12	13,980	0.09%	122
	障害児多機能型	9	—	—	58
	障害児入所施設（福祉型）	25	255	9.80%	148
	障害児入所施設（医療型）	11	218	5.05%	75
厚生	婦人保護施設	4	46	8.70%	83
	救護施設	21	183	11.48%	318
他	その他 ※4	864	—	—	6,827
	合計	5,156	—	—	60,575

※1 全国施設数は、

「令和元年社会福祉施設等調査報告」（令和元年10月1日現在）、「令和元年介護サービス施設・事業所調査」（令和元年10月1日現在）、

「保育所等関連状況取りまとめ（令和3年4月1日現在）」における保育所数

「認定こども園に関する状況について（令和3年4月1日現在）」における幼保連携型認定こども園数、

「福祉行政報告例（令和3年3月末）」における児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、

「社会的養育の推進に向けて（令和3年5月）」における自立援助ホーム、ファミリーホーム数を参照した

※2 平成24年度までの施設・サービス種別

※3 全国推進組織が認証する評価機関が実施した件数と、都道府県推進組織が認証する評価機関が実施した件数を合算して集計

※4 以下のものを含む。「短期入所生活介護」「福祉用具貸与」「高齢者・その他」「障害者・その他」「その他障害児支援」「児童・その他」「更正施設」「授産施設」「宿所提供施設」「その他のサービス・その他」

○都道府県別の受審数の内訳(運営主体別)

No.	都道府県	公営	社会福祉法人※1	社会福祉協議会	医療法人	営利法人(会社)	特定非営利活動法人	日赤	社団・財団	協同組合	その他	合計
1	北海道	1	12	0	0	0	0	0	0	0	0	13
2	青森県	0	9	0	0	0	0	0	0	0	0	9
3	岩手県	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	8
4	宮城県	0	5	3	0	2	0	0	0	0	0	10
5	秋田県	0	9	0	0	0	0	0	1	0	0	10
6	山形県	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	2
7	福島県	0	7	0	0	2	0	0	0	0	0	9
8	茨城県	0	7	0	0	2	0	0	0	0	0	9
9	栃木県	7	1	0	1	0	0	0	0	0	0	9
10	群馬県	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2
11	埼玉県	5	18	0	0	0	1	0	2	0	9	35
12	千葉県	8	40	0	0	51	7	0	3	0	1	110
13	東京都	418	1,548	0	65	920	290	2	76	0	289	3,608
14	神奈川県	27	140	0	0	114	11	0	3	0	5	300
15	新潟県	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	4
16	富山県	8	0	0	0	0	1	0	0	0	0	9
17	石川県	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
18	福井県	1	7	0	0	0	0	0	0	0	0	8
19	山梨県	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
20	長野県	8	11	0	0	0	0	0	1	0	0	20
21	岐阜県	9	9	1	0	1	0	0	0	0	0	20
22	静岡県	4	8	0	0	0	0	0	0	0	0	12
23	愛知県	21	46	1	0	15	0	0	0	0	2	85
24	三重県	1	10	0	1	2	0	0	0	0	0	14
25	滋賀県	3	3	0	0	0	0	0	0	0	3	9
26	京都府	4	131	21	27	27	1	0	7	1	1	220
27	大阪府	1	37	0	0	10	3	0	0	0	0	51
28	兵庫県	1	31	0	0	6	0	0	1	0	0	39
29	奈良県	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
30	和歌山県	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
31	鳥取県	4	13	0	5	6	0	0	0	0	0	28
32	島根県	0	9	0	0	0	0	0	0	0	0	9
33	岡山県	0	4	0	0	0	1	0	0	0	0	5
34	広島県	7	29	0	0	1	0	0	0	0	1	38
35	山口県	0	9	0	0	0	0	0	0	0	0	9
36	徳島県	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	5
37	香川県	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
38	愛媛県	1	7	1	0	0	0	0	0	0	0	9
39	高知県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
40	福岡県	1	9	0	0	3	0	0	0	0	0	13
41	佐賀県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
42	長崎県	0	21	0	0	0	0	0	0	0	0	21
43	熊本県	0	14	0	0	0	0	0	0	0	0	14
44	大分県	1	6	0	0	1	0	0	0	0	2	10
45	宮崎県	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2
46	鹿児島県	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	5
47	沖縄県	2	17	0	0	0	0	0	0	0	0	19
全国合計受審数		544	2,257	27	99	1,165	315	2	94	1	314	4,818

※1「社会福祉協議会」以外

※2 全国推進組織が認証する評価機関が実施した社会的養護関係施設の338件は含まない



## 参考資料 4

### ○苦情受付件数(平成12年度～令和2年度)

(件)

都道府県	令和2年度			令和 元年度	30年 度	29年 度	28年 度	27年 度	26年 度	25年 度	24年 度	23年 度	22年 度	20年 度	18年 度	16年 度	14年 度	12年 度	累計
	初回	継続	計																
北海道	95	42	137	138	124	160	163	149	139	146	117	140	89	106	93	62	46	8	2,178
青森県	5	24	29	30	27	36	36	53	56	46	50	40	41	26	34	25	18	0	690
岩手県	13	29	42	48	51	60	62	30	26	33	20	10	15	17	23	33	20	4	638
宮城県	1	43	44	42	33	40	50	38	46	50	42	53	33	77	62	28	15	6	859
秋田県	22	21	43	26	33	27	27	41	29	32	27	30	37	28	47	60	56	4	718
山形県	40	21	61	68	31	50	31	28	27	52	18	28	20	32	15	37	21	5	640
福島県	45	21	66	58	48	38	35	35	41	33	35	31	38	57	36	25	13	1	760
茨城県	61	77	138	105	78	68	66	64	53	64	58	55	84	14	20	24	37	3	1,087
栃木県	80	4	84	65	64	50	46	48	32	45	34	29	43	54	39	34	26	3	919
群馬県	28	20	48	45	62	49	26	35	34	36	26	35	55	46	42	39	48	3	810
埼玉県	8	19	27	45	56	53	68	65	83	57	60	81	88	53	79	105	68	39	1,440
千葉県	193	79	272	299	233	250	271	290	252	260	244	161	147	114	107	101	57	24	3,613
東京都	416	17	433	804	753	654	789	819	889	760	766	438	395	431	320	308	90	5	10,127
神奈川県	66	67	133	136	130	120	122	131	154	107	95	94	100	87	90	75	77	36	2,127
新潟県	12	1	13	44	46	39	48	65	69	72	70	61	39	33	53	37	27	2	897
富山県	9	0	9	5	25	18	22	24	33	21	18	7	7	16	16	20	10	0	337
石川県	7	0	7	25	22	19	22	25	25	28	12	19	31	24	16	9	11	4	369
福井県	18	0	18	28	29	32	24	28	27	33	45	34	34	18	37	38	7	6	569
山梨県	21	0	21	7	14	13	8	10	9	6	9	18	8	11	8	10	14	0	203
長野県	25	44	69	50	56	62	54	56	44	69	63	40	57	55	54	47	28	18	1,057
岐阜県	71	17	88	92	108	71	43	55	39	55	44	24	18	35	32	38	25	1	919
静岡県	60	1	61	75	72	71	31	73	53	28	34	30	35	54	59	42	22	0	954
愛知県	227	0	227	191	176	187	158	176	161	155	122	118	125	87	70	72	60	28	2,501
三重県	114	30	144	127	114	118	123	132	110	84	70	65	50	35	16	27	19	8	1,395
滋賀県	4	17	21	18	21	37	24	37	39	23	14	26	21	33	41	44	35	35	667
京都府	153	38	191	264	161	97	109	196	148	99	113	135	108	70	77	78	40	3	2,189
大阪府	499	50	549	490	450	416	456	334	280	264	275	249	204	198	185	166	235	25	5,787
兵庫県	206	10	216	227	225	183	184	139	84	154	137	91	82	77	83	78	42	35	2,341
奈良県	14	4	18	28	29	34	34	57	39	48	50	38	30	32	24	26	18	5	599
和歌山県	5	0	5	34	28	26	30	33	28	35	25	26	43	33	55	40	24	7	638
鳥取県	9	44	53	41	45	46	28	30	34	110	48	31	23	15	37	29	11	1	672
島根県	15	0	15	15	19	17	27	18	21	24	21	22	14	24	24	40	31	5	480
岡山県	5	24	29	33	24	41	34	44	25	25	13	26	33	17	27	31	25	13	593
広島県	27	0	27	32	42	99	80	75	73	49	46	27	6	25	36	49	33	12	898
山口県	73	1	74	94	95	91	59	60	50	59	37	33	34	39	29	28	48	34	1,058
徳島県	27	1	28	26	22	21	55	28	33	33	19	21	11	40	20	26	29	0	533
香川県	26	9	35	41	32	38	32	37	27	12	13	14	18	33	20	35	26	18	575
愛媛県	27	4	31	25	26	13	16	27	18	24	18	24	29	51	54	41	38	14	609
高知県	5	1	6	8	8	23	23	21	25	38	13	24	20	16	21	14	23	8	387
福岡県	356	10	366	323	319	273	249	239	220	260	166	156	124	119	112	101	47	12	3,556
佐賀県	13	1	14	45	45	43	43	39	25	11	6	17	12	14	15	28	14	2	444
長崎県	40	4	44	23	24	30	44	32	34	33	45	40	53	41	66	42	16	6	807
熊本県	79	2	81	49	71	69	69	59	76	45	30	32	51	56	66	49	13	5	1,005
大分県	68	0	68	53	36	45	38	16	42	40	36	45	26	28	23	11	18	3	653
宮崎県	35	0	35	27	22	24	12	28	19	37	27	12	15	10	23	29	13	1	413
鹿児島県	81	17	98	86	73	78	91	50	47	35	46	53	49	32	49	37	12	7	955
沖縄県	116	13	129	107	99	88	81	71	73	60	53	62	58	41	60	46	36	2	1,271
合計	3,520	827	4,347	4,642	4,301	4,117	4,143	4,140	3,891	3,790	3,330	2,845	2,653	2,554	2,515	2,364	1,642	461	62,937

※累計は平成12年度～令和2年度